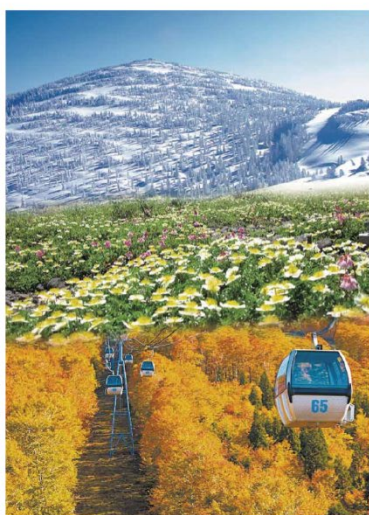


北秋田市景観計画



令和4年3月
北 秋 田 市

はじめに



北秋田市は県立自然公園に指定されている森吉山を中心に、クマゲラの棲むブナの原生林や多数の瀑布が散在する優れた自然や山岳溪流に恵まれ、狩猟採集社会を残したマタギ文化や豊かな秋田スギを利用する社会といった雄大な自然を背景とした歴史を基に、個性ある地域が形成されています。本市はこの恵まれた自然・歴史・伝統文化の中に埋もれている地域の宝を「発掘」し、市民が憩い、賑わいあふれる明るく元気な北秋田市に発展していけるような施策を進めてまいりました。

本市には、ユネスコ世界文化遺産『北海道・北東北の縄文遺跡群』の構成資産に含まれている伊勢堂岱遺跡があります。史跡と周辺景観を一体的に保存するために平成 27 年 12 月に伊勢堂岱遺跡景観計画を策定し、平成 28 年 4 月に伊勢堂岱遺跡景観条例を施行し、良好な景観づくりに努めております。

このような景観保全を市全域に広げ、景観の保全と新たな景観形成に向けてさらに推進するため、「北秋田市景観計画」を策定しました。本計画では、伊勢堂岱遺跡景観計画の理念を引継ぐとともに、景観法の理念に沿って、景観形成の方針や形成基準の設定、景観重点地区の設定を定め、北秋田市らしい景観の創出を目指します。

今後は、市民・事業者の皆様との協働のもと、より良い景観の形成に向けて取り組んでまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重な御意見・御提言をいただきました市民の皆様、及び関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和 4 年 3 月

北秋田市長 津谷永光

目 次

第1章 景観計画の策定について	1
1. 策定の背景	1
2. 目的と位置づけ	2
3. 構成と策定主体	4
第2章 景観特性の整理	5
1. 北秋田市の概況	5
2. 景観資源と景観阻害要因等	10
3. 景観特性と課題の整理	21
第3章 景観計画	23
1. 景観計画区域等と地区設定	23
2. 景観づくりの目標像	26
3. 景観づくりの基本目標	27
4. 良好な景観づくりに関する方針	28
5. 行為の制限に関する事項	30
6. 景観形成基準	38
7. 色彩基準に関する事項	46
8. 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項	52
9. 屋外広告物について	53
10. 景観重要公共施設に関する事項	55
11. 景観農業振興地域整備計画に関する事項	56
12. 自然公園法の特例に関する事項	56
第4章 景観形成重点地区	57
1. 伊勢堂岱遺跡地区	58
2. 根子集落地区	73
第5章 良好な景観づくりに向けて	78
1. 住民・事業者・行政の役割	78
2. 景観づくりの推進方策	79
3. 住民が身近なところで取り組める景観づくりに向けて	81

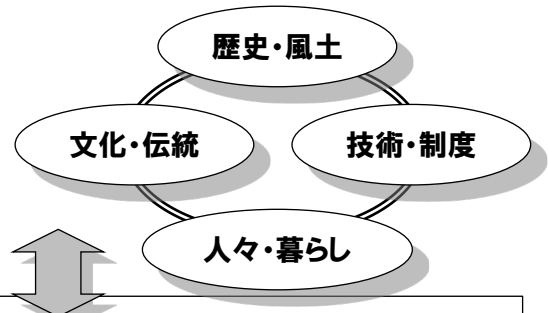
第1章 景観計画の策定について

1. 策定の背景

(1) 「景観」とは

「景観」は、それぞれの地域の歴史、地勢や生態系等の風土、文化や伝統、私たち一人ひとりの暮らしや経済活動等と、技術の進歩や法律等の制度が背景となりつくられるものです。

これらが一体となって目に見えてくるものが景観



- ・良好な景観は、地域の個性や特色を分かりやすく特徴づけるものであり、人々の地域に対する愛着やふるさと意識を育みます。
- ・身の回りの景観のよさは、潤いある魅力的で豊かな生活環境の創出に貢献します。
- ・美しく個性的な景観は、観光をはじめ、国内や世界各地との交流を活発にする役割を担います。

出典：「市民景観まちづくりリーフレット」（国土交通省）

(2) 景観法と景観計画

「景観法」は、国の政策である「美しい国づくり政策大綱（平成15年7月策定・公表）」と「観光立国行動計画（平成15年7月閣議決定）」を踏まえ、平成16年6月に定められた、わが国初の景観に関する総合的な法律です。これまで地方自治体が独自に進めてきた景観の整備・保全に関わる取り組みを、国が景観の意義やその整備・保全の必要性を重要課題として明確に位置づけ、「景観法」に基づいて行うことが可能になりました。

「景観計画」は、景観法第8条の規定に基づく法定計画であり、地域の自然、歴史、文化等から見て、地域の特性にふさわしい良好な景観等の保全・形成を図るため、「景観法」に基づき、対象とする区域（景観計画区域）、景観形成に関する方針、景観形成の基準等を定め、景観に関わるまちづくり施策の指針として策定するものです。

(3) 世界遺産暫定一覧表「北海道・北東北の縄文遺跡群」における伊勢堂岱遺跡

伊勢堂岱遺跡は、北秋田市脇神伊勢堂岱に位置する縄文時代後期前葉（約4,000年前）の環状列石を主体とする遺跡で、これまで4つの環状列石をはじめ、配石遺構、掘立柱建物跡、土坑墓、柱穴、溝状遺構などが発見されており、平成13年1月に、約16万㎡が国の史跡に指定されました。

また、伊勢堂岱遺跡は世界遺産暫定一覧表「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」を構成する遺跡の一つであったことから、国（文化庁）より、包括的保存管理計画との整合が求められるとともに、史跡周辺と一体となった景観保全に資する景観計画の策定が求められたことから、平成27年12月に「伊勢堂岱遺跡景観計画」を策定しました。

さらに、世界文化遺産候補としてユネスコに推薦するにあたり、各自治体の景観計画が一定の水準を満たすことや、史跡視点場からの眺望を確保することが求められることから、史跡周辺だけでなく、市全域を対象範囲とした景観計画の策定が必要になりました。

2. 目的と位置づけ

(1) 目的

本市は秋田県の北部中央に位置します。県立自然公園に指定されている森吉山麓を中心に、クマゲラの棲むブナの原生林や多数の瀑布が散在し、優れた自然景観や山岳溪流に恵まれています。また、伊勢堂岱遺跡に代表される縄文遺跡、十和田火山噴火による火山泥流に埋没した平安時代の建物である胡桃館遺跡、急峻な山々に多くの活動領域を持つマタギ文化、豊かな秋田スギを利用する文化、近世に外国からの技術導入による近代化が進められた阿仁鉱山、米代川やその支流で発展した豊かなまちや集落とその周りの田園、雄大な自然を背景とした歴史を礎に、個性ある地域とそれに応じた多様な景観が形成されてきました。

伊勢堂岱遺跡は、4つの環状列石をはじめ、配石遺構、掘立柱建物跡、土杭墓、柱穴、溝状遺構などが見つかり、平成13年1月に約16万㎡が史跡に指定されました。また、世界遺産暫定一覧表「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する遺跡の一つとして、国（文化庁）から、包括的保存管理計画と、各構成資産（遺跡群を構成する遺跡）の保存管理計画との整合を求められたことから、平成27年12月に「伊勢堂岱遺跡景観計画」を策定、平成28年4月1日に「伊勢堂岱遺跡景観条例」を施行し、本史跡周辺と一体となった景観保全を進めてきました。令和元年12月、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産候補に推薦されることが決定されたことを契機に、国から、市全域で一定の基準を満たすことが求められ、「伊勢堂岱遺跡景観計画」の見直しが必要となりました。

また、阿仁マタギの代表的な集落である根子集落は、源平の末裔が移り住み開拓された地と伝えられ、狩猟活動や農林業などの生業が守られてきました。また、国指定重要無形民俗文化財に指定された根子番楽が、集落で長きに渡り伝承されています。これらは、川、住宅、水田、里山、奥山が一体的となった独特の景観の中で育まれており、今後もこの景観を保全しながら、本市の代表的な景観の一つとしての活用や継承が求められています。

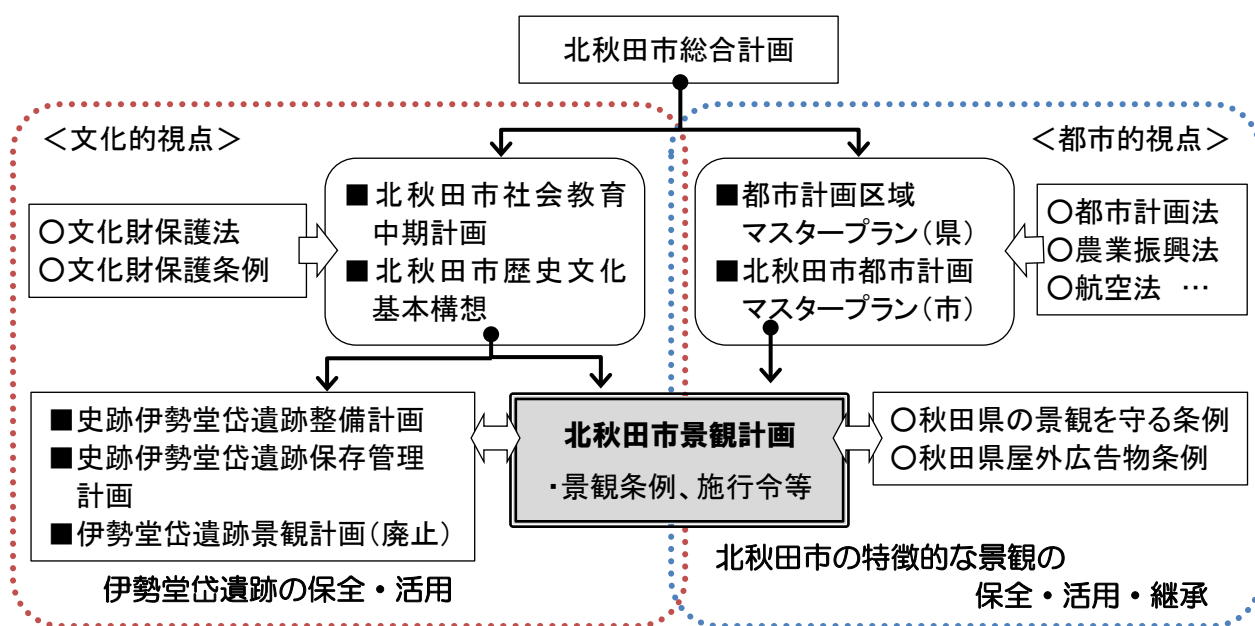
さらに、本市を縦貫し、観光でも重要な役割を果たす秋田内陸線の沿線では、市民と協働で田んぼアートなどを行っていますが、事業者だけでなく市民・行政とともに景観づくりを一体となって守っていくという機運を保存・継承していく必要があります。

これらのことから、これまでの「伊勢堂岱遺跡景観計画」を基に、届出対象行為や景観形成基準等の見直し、史跡や根子集落における視点場からの眺望の確保、全市的に特色ある景観（森林、田園、河川、市街地、沿線・沿道、歴史・文化・祭りなど）を保全・継承し、さらに発展させることを目的に「北秋田市景観計画」を策定いたしました。

(2) 位置づけ

「北秋田市景観計画」は、上位計画である「北秋田市総合計画」や「北秋田市都市計画マスタープラン」、文化財の保存・活用を通じた地域づくりを目指す「北秋田市歴史文化基本構想」などとの整合性を図りながら、景観の特性や課題を明らかにし、良好な景観の実現に向けた考え方やその方針を定めるとともに、実現のための方策及び手段を、市民等の意見を反映させながら策定しました。

なお、これまでの「伊勢堂岱遺跡景観計画」及び関連する条例や施行規則等は廃止し、一部内容等の見直しを行いながら、「北秋田市景観計画」に統合されることとなりました。



(3) 特徴

①伊勢堂岱遺跡の世界遺産登録から、史跡周辺の景観保全と後世への継承を目指す

「北海道・北東北の縄文遺跡群」がユネスコ世界文化遺産に登録され、その一つである伊勢堂岱遺跡は市民の誇りです。そのため、文化財保護法により保護・管理し、その緩衝地帯となる区域では、史跡と一体的な景観保全を目指すものとします。また、史跡から見える世界自然遺産白神山地や田代岳などへの眺望を、後世に保全・活用できる景観計画を目指しました。

②北秋田市の特徴的な景観（街なか、田園、山林、自然環境等）の保全や活用を目指す

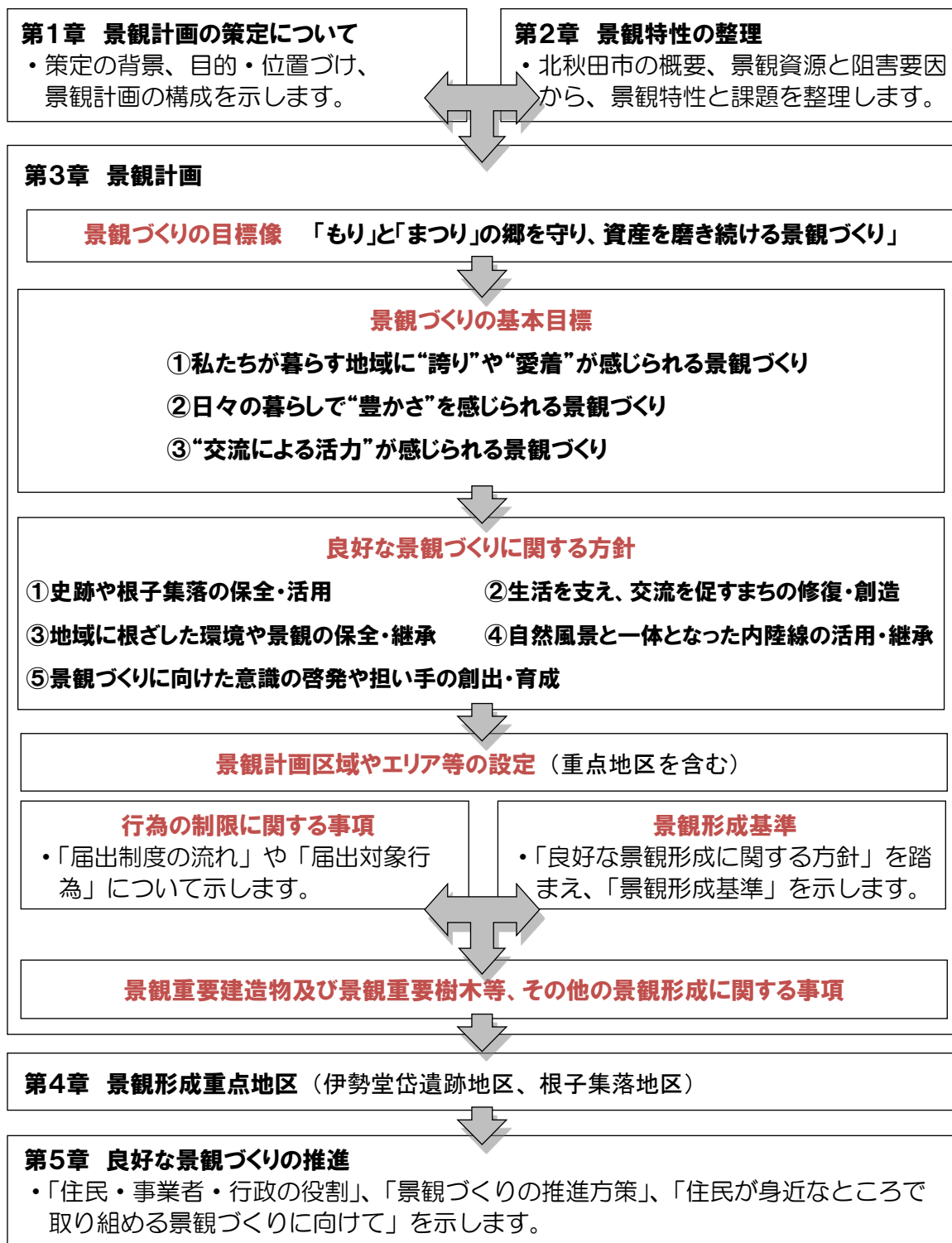
本市の景観は、地域がそれぞれの自然環境や歴史を礎に、生業や暮らし、特有の産業や文化に発展させながら、現在に至ります。市民にとって原風景となる景観を保全し、健全に活用しながら、次世代に継承できるような景観計画を目指します。

③住民・事業者・行政の一体となった景観づくりに向けて、共有すべきビジョンを目指す

北秋田市らしい景観づくり（保全、修景、継承、活用等）は、住民・事業者・行政が一体となり、推し進めなければなりません。住民一人ひとりが良好な景観づくりへの意識を持ち、景観形成に向けて共有すべきビジョンとなる景観計画を目指しました。

3. 構成と策定主体

(1) 構成



(2) 策定主体

景観計画は、景観行政の担い手となる「景観行政団体」が策定します。北秋田市は「伊勢堂岱遺跡景観計画」策定の際、平成27年11月13日に景観行政団体に指定されており、この「北秋田市景観計画」の策定においても、北秋田市が主体となります。

第2章 景観特性の整理

1. 北秋田市の概況

本計画の対象となる本市の概況について、上位関連計画や各種資料等を参考に、次のとおり整理します。

(1) 位置と地勢

本市は、秋田県の北部中央に位置します。市北部は秋田県第2位の流域面積を有する米代川が横断しており、河川中流部の鷹巣盆地を中心として、その支流である阿仁川や小阿仁川等の河川の流域に豊かな農地が広がり、市街地や集落を形成しています。一方、市南部は森吉山を主峰とする山岳が広がり、天然秋田スギやブナの原生林、豊かな林野を土壌とする山菜や山野草などの自然・天然資源に恵まれています。

各河川は、アユやサクラマス等の食資源をもたらすとともに、木材や鉱物、農産物等の流通を支えてきました。主な自然的特性は次のとおりです。

<地形・地質>

- ・北部（鷹巣盆地）と南部（森吉山周辺）で地形・地質の構造は異なる。
- ・鷹巣盆地の中心部は、米代川沿いの低地及び大野台の台地で、広い面積を占める。低地は更新世から何度も噴火した十和田火山の火山噴出物（シラス）が米代川流域に堆積している。大野台は5段の段丘面に分かれており、北西―南東方向に伸びる特徴的な台地である。そのほか、米代川やその支流である阿仁川や小阿仁川等の河川沿いにも段丘が発達している。
- ・森吉山周辺は、約100万年前の複合火山で県立自然公園に指定されている森吉山（標高1,454m）から流下した安山岩の溶岩や火山岩塊火山灰流堆積物などが阿仁合地区などに到達し、火砕流台地を形成している。

<気候>

- ・内陸性で年較差が大きく、冬季は低温で山間部は積雪量が多いため、森吉地区、阿仁地区は特別豪雪地帯に指定されている。

<植生>

- ・北部低地を中心に水田が広がるものの、市域面積の8割以上を林野が占める。
- ・森吉山山腹の標高800m以上の地点には落葉広葉樹林域（ブナクラス域）、1,200mを越す山域では亜高山帯に属し、オオシラビソ（アオモリトドマツ）などが分布する。森吉山の北東麓を奥森吉、南東麓を奥阿仁と呼び、スギ原生林が広く保全されている。
- ・それ以外の林野の多くでは、豊かな秋田スギが分布している。

<動物>

- ・国の天然記念物に指定されているニホンカモシカは、市全域に生息している。
- ・唯一の大型哺乳類のニホンツキノワグマは、市全域で確認できる。

(2) 沿革

本市は、平成 17 年 3 月に鷹巣町・合川町・森吉町・阿仁町が合併して現在の市域となりました。各地区の主な概要を次に示します。

交通体系は、東西に国道 7 号と J R 奥羽本線、南北には国道 105 号及び 285 号と秋田内陸線が整備されているほか、東京便が定期便として運航する大館能代空港が主要な交通網を形成しています。また日本海沿岸東北自動車道（日沿道）は、大館市から本市（蟹沢 I C）まで開通し、さらに能代方面への接続に向けて、整備が進められています。

<鷹巣エリア>

- ・北秋田市の中心市街地です。
- ・J R 奥羽本線の鷹ノ巣駅や秋田内陸線の鷹巣駅があり、県内各所と繋がります。また、大館能代空港が立地し、羽田空港まで約 70 分で移動できるなど、交通利便性に優れています。
- ・鷹巣駅前に広がる商店街や郊外型商業施設が集中しています。
- ・「伊勢堂岱遺跡」や、鎌倉時代から伝わるとされる国の記録作成等の措置を講ずるべき無形の民俗文化財「綴子の大太鼓」など、文化・歴史が継承されています。

<合川エリア>

- ・日本各地に伝わる「弘法大師伝説」が由来となる大木“さかさ杉”や、県内で三大大仏の一つに数えられる丈六延命地藏菩薩像（通称鎌沢の大仏）が観光名所として名を連ねます。
- ・昭和 41 年に全国で初めて「社会福祉宣言の町」を決議しました。

<森吉エリア>

- ・桃洞溪谷、赤水溪谷、小又峡と自然美が豊富な地域（水の郷百選）。なだらかな溪谷からなり、大小のおう穴と滝が点在し、清流のきらめきと稜線の鮮やかな彩の中を散策するコースは、天国の散歩道と呼ばれる。また、ブナの原生林には国内キツキ科の中では最大とされている天然記念物のクマゲラが生息しています。
- ・県指定無形民俗文化財の阿仁前田獅子踊りは、佐竹氏の転封の折、家臣が主君を慰めると同時に、行軍の士気を鼓舞するために演じられた道中芸が始まりであると伝えられています。

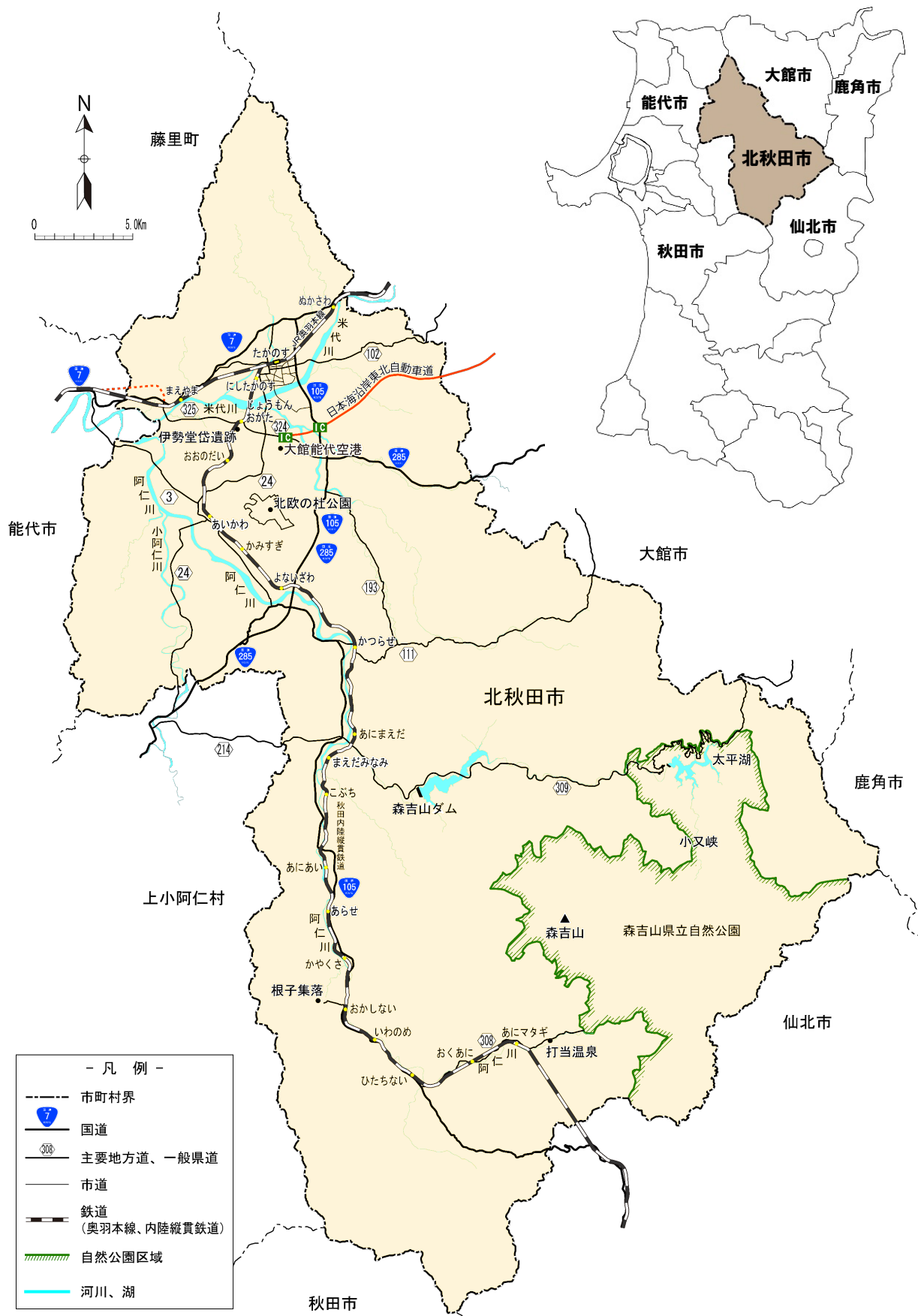


北秋田市域と合併前の4町

<阿仁エリア>

- ・阿仁鉱山は 1309 年に金山として開発されたと伝えられ、小沢、真木沢、三枚、一の又、二の又、萱草の 6 つの鉱山等で構成されていました。享保元（1716）年に産銅日本一になり、全国的にも有名な鉱山の一つに数えられ、江戸時代には秋田藩の直営として栄え、阿仁の銅は海外へ輸出されました。
- ・マタギは山の神を信仰し、厳しい戒律のもと狩猟を生業の一つとしてきた猟師です。タテ（槍）や罾を駆使し、集団でクマやカモシカなどを捕獲しました。一方、「旅マタギ」と呼ばれる出稼ぎ狩猟の隆盛が阿仁マタギのもつ高度な狩猟技術を各地に伝えたことで、阿仁地域がマタギ発祥の地と伝わるようになりました。阿仁マタギが住む代表的な集落は根子・比立内・打当です。
- ・根子集落は源氏の遺臣あるいは平家の落人たちが移り住んだと伝えられ、集落には国無形民俗重要文化財の根子番楽が伝承されています。

■位置図及び周辺関連図



(3) 歴史・文化

本市には、8 件の国指定文化財、12 件の県指定文化財、70 件の市指定文化財があります。そのうち 22 件が民俗芸能・年中行事に関わるものであることから、これらが盛んな地域であることを象徴しています。

市北部の段丘面に突出した舌状台地で発見された「伊勢堂岱遺跡」に代表されるいくつかの遺跡は、この地域に旧石器時代から縄文時代には市域全域にわたって先人が定住し、日本海や米代川を通じて北海道からの東日本各地と交流していたことを物語っています。

米代川流域の特徴として、弥生時代の遺跡は少なく、古墳時代の痕跡は見当たらないものの、十和田噴火によって火山泥流に埋没した「胡桃館遺跡」は、建物が建ったまま残っていること、その建物群が官衙または寺院と考えられ、貴重な遺跡となっています。

中世から近世にかけて、「綴子の太鼓」「獅子踊り・駒踊り」「番楽」「万灯火」等の民俗芸能が各地で定着していく様子から、この時代の人口増加や生産性の高さを示すものの、気候変動によって起こる凶作や飢きんがあり、その様子は「天保飢饉見分実録」等の古文書に記述されています。

近世には、羽州街道、阿仁街道、五城目街道等の街道整備や米代川、阿仁川流域の各地に土場、舟場が設けられるなど流通が発達しました。また「八ヶ村堰」「鷹巣三堰」等の水路整備や農地整備による生産性の向上が、これらの流通や資源開発を支えていたことが推察されます。

秋田藩は、阿仁鉱山に必要な秋田スギの建材、雑木の薪炭材を安定的に供給するため、御留山・御札山等を保護林として、計画的生産を図りました。

なお、平成 20～22 年度に行われた文化財総合的把握モデル事業において行われた文化財類型調査の結果、89 件（当時）の市指定文化財に加え、新たに 600 件を超える文化財が把握されました。各テーマにおける分布傾向は次のとおりです。

テーマ	主な分布傾向
テーマ 1 狩猟採集等	平野部・山間部にかかわらず河川沿いの台地に残るが、活動領域は低地から高山に至る全域と類推される。
テーマ 2 農村生活等	低地、特に北部の鷹巣盆地から阿仁川・小阿仁川下流域に集中する。
テーマ 3 産業化等	阿仁鉱山に直接由来するものは阿仁合に集中するものの、秋田スギ等の天然資源の採取、流通の痕跡は全域にわたる。

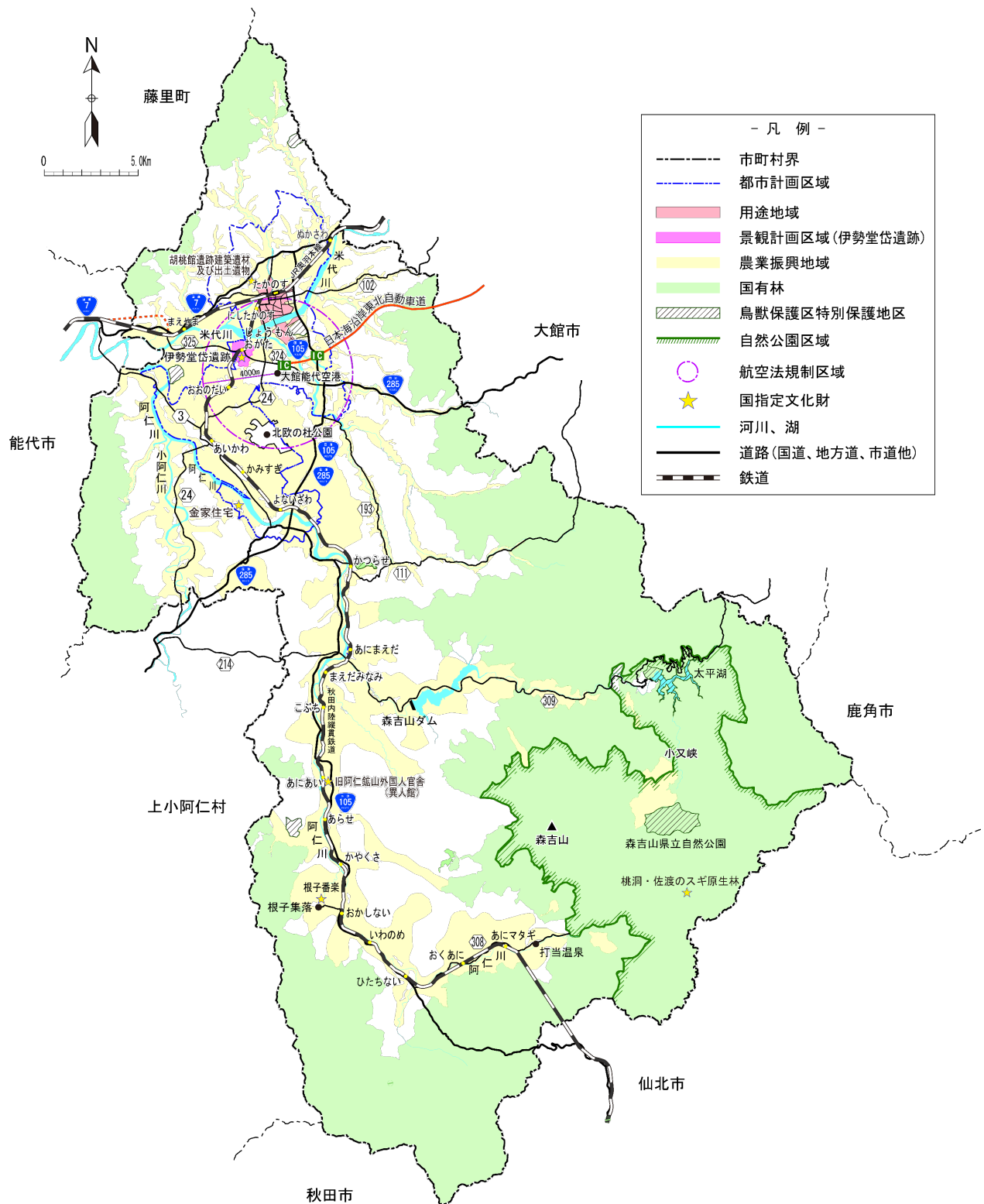
出典：北秋田市歴史文化基本構想

2. 景観資源と景観阻害要因等

景観づくりに関連する現行の規制、景観資源、景観阻害要因等について次のとおり整理します。

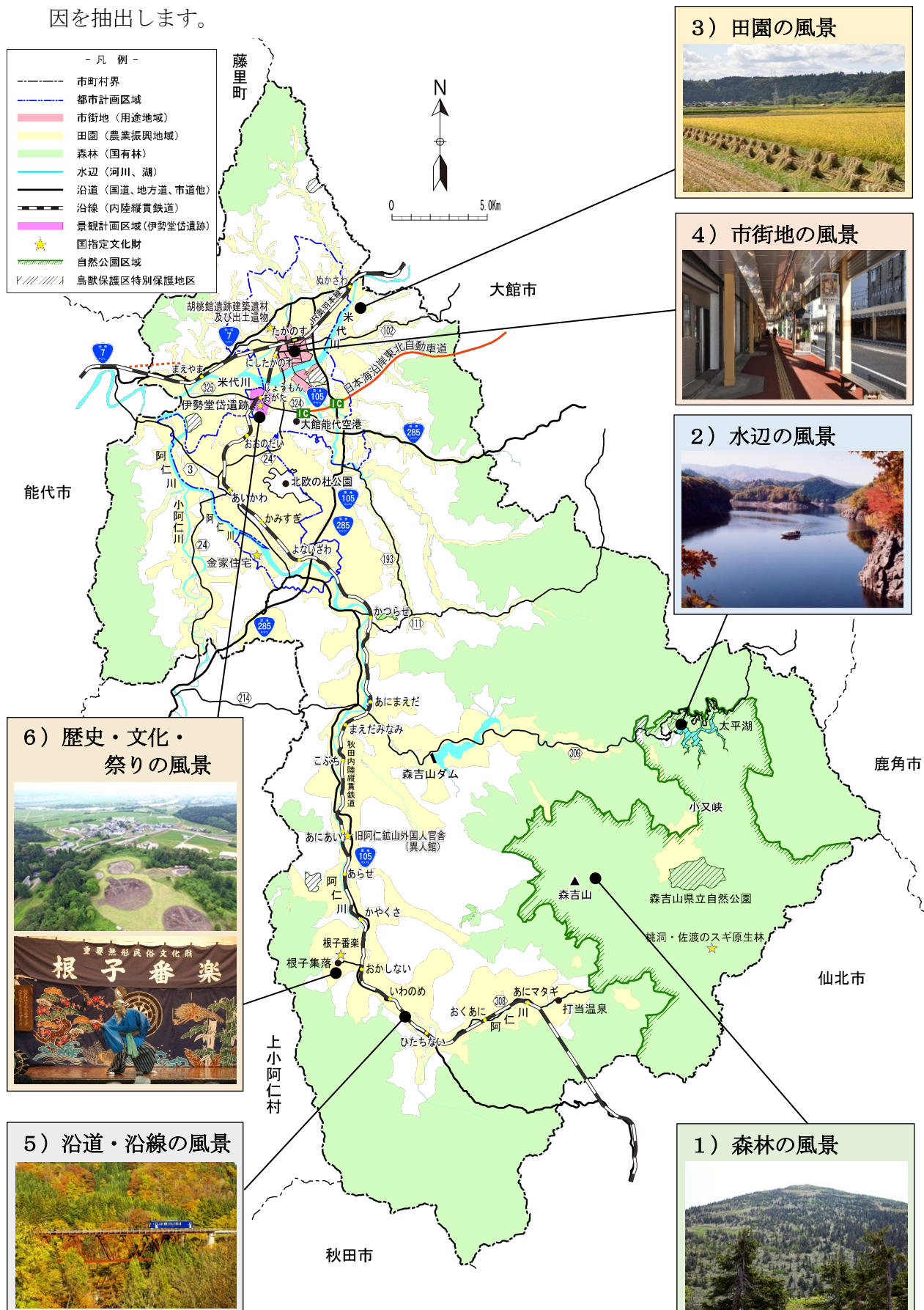
(1) 現行の規制

■北秋田市における主な規制図



(2) 景観資源と阻害要因

本市の景観検討に向け、本市を構成する主な6つの風景別に、主な景観資源と景観阻害要因を抽出します。



1) 森林の風景

<主な景観資源>

○市域面積の8割を占める豊かな森林風景

- ・本市は、市南部の森吉山を主峰とする森林景観が特徴の一つで、林野が市域の8割を超えます。
- ・この山間部では、起伏に富んだ山々を集水域とする天然秋田スギやブナの原生林が広がり、天然記念物のクマゲラも生息しています。



自然豊かな風景を見せる森吉山

○四季折々の表情をみせる森吉山

- ・森吉山は、山肌に広がる高山植物群による「花の百名山」として、また優れた紅葉、八甲田山や蔵王と並ぶ樹氷鑑賞地など、一年を通してその自然を楽しむことができます。



四季折々の魅力がある森吉山

○豊かな山々に支えられた生業や産業

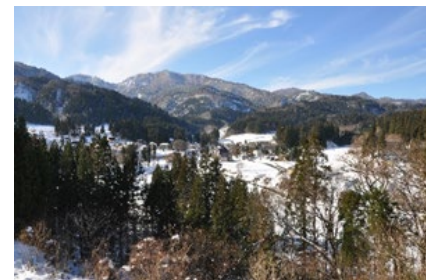
- ・天然の秋田スギが群生している「桃洞・佐渡のスギ原生林」は、国の天然記念物に指定されています。スギは平安時代には建物の部材として使用され、近世以降、林業は秋田藩の重要な産業でした。



桃洞のスギの原生林

○狩猟採集活動と農林業を主体とするマタギ集落

- ・根子集落などの、マタギが活動した集落は、急峻な山々に囲まれ、集落周辺の水田や里山では農林業が、遠くに見える奥山では狩猟活動が行われ、生業が守られてきました。



地域特有の景観が見られる根子集落

<主な景観阻害要因>

- ・林業家の高齢化や減少に伴い、民有林における管理不足や伐採・植林後の放置林も見られるなど、山地崩壊を招く可能性が危惧されています。
- ・伐採の場合、樹木の間伐や間引きではなく、作業効率などを重視した斜面一帯での皆伐や列状間伐なども見られます。
- ・観光客が訪れる森吉山では、ごみの不法投棄、山野草や山菜等の採取等も見られます。

2) 水辺の風景

<主な景観資源>

○米代川などの河川沿いに形成されたまちと集落

- ・本市では、秋田県第2位の流域面積を有する米代川が横断しており、支流である小猿部川や阿仁川、小阿仁川等が注ぎ、河川中流部の鷹巣盆地を中心に、その河川沿いに町や集落が形成されてきました。



米代川沿いに形成されたまち

○森吉山で見られる多くの瀑布（滝）

- ・本市には、大小 13 の渓谷溪流が注ぐ太平湖や小又峡のほか、奥森吉で天国の散策路と呼ばれる桃洞滝や赤水渓谷、奥阿仁の安の滝や幸兵衛滝など、大自然に溶け込む多くの水辺景観が見られます。



太平湖における紅葉時の遊覧

○伊勢堂岱遺跡を支える河川

- ・伊勢堂岱遺跡は、東縁を流れる湯車川、北側を流れる旧小猿部川と米代川が、古くからの営みを支えており、環状列石にはこれら河川の川原石が用いられています。湯車川では、サケの遡上を復活させる取り組みも行われています。



湯車川における
カムバック縄文サーモン

○市民の憩いの場所となる親水空間

- ・米代川では「米代川花火大会」、阿仁川では「阿仁花火大会」が開催され、米代川河川緑地や米内沢河川広場は整備により、市民の親水空間として利用されています。また、鷹巣中央公園は憩いの水辺となっています。



米代川における花火大会

<主な景観阻害要因>

- ・太平湖や森吉山ダムなどでは治水とともに豊かな水辺景観を活用した親水機能も併せ持つものの、市内を縦横断する河川では、かつて、大雨や台風による堤防の決壊等もあり、今後も降水量の増加に伴う氾濫等の可能性をはらんでいます。
- ・河川や湖沼などでは、ごみの不法投棄も見られます。

3) 田園の風景

<主な景観資源>

○河川流域における田園の形成

- ・本市は、米代川や小猿部川、阿仁川、小阿仁川等の流域が開墾されて豊かな農地となり、微高地や高台に市街地や集落が形成されました。



小猿部川沿いに広がる田園風景

○農業生産基盤となる平野部の農地

- ・米代川右岸の市街地を取り囲む農地や、米内沢地区東川向・西川向などでは、平野部で効率的な農業が展開されており、優れた農業生産基盤であるとともに、北秋田らしさを想起させる良好な田園風景が広がります。



農業生産基盤となる田園地帯

○特徴的な里山的風景

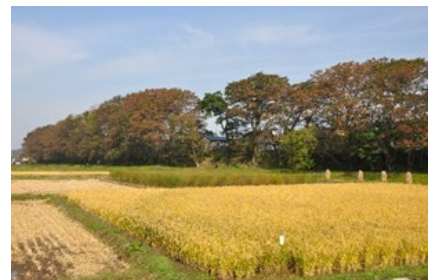
- ・国道7号沿道の綴子地区や慶祝森林自然公園周辺の坊沢地区、国道105号沿道の鉢巻山周辺、大野台地区の森林や貯水堤等は、棚田など一体となった里山的な風景が見られます。



国道沿いに見られる里山的な風景

○田園風景に見られる営みの工夫

- ・田園地区ではその土地に応じた営農や暮らしの工夫が見られます。
- ・上杉・下杉地区や綴子地区北側（国道7号以北）では防風雪や地崩れ防止として斜面に並木が植えられています。また、本城地区や国道7号以南の綴子地区南側では屋敷林等が見られます。



上杉や下杉地区で見られる並木

<主な景観阻害要因>

- ・農家の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加、雑草の繁茂した荒地等が見られます。また、山と田園との境界部が曖昧になることにより、野生鳥獣による農産物等への被害がみられます。
- ・農地周辺では屋外広告物の設置に伴い、田園景観が阻害されている場所が見られます。
- ・里山の景観が見られる場所でも、商業地や工業地への土地利用の転換も見られます。

4) 市街地の風景

<主な景観資源>

○JR鷹ノ巣駅を中心に広がる中心市街地

- ・本市は、JR鷹ノ巣駅を中心に広がる地域に、市役所や文化・交流施設、銀行や郵便局等の利便施設が立地するなど、中心市街地を形成しています。
- ・一方、国道105号沿道には、郊外型商業施設等が立地しています。



中心市街地のお祭りの賑わい

○快適な歩行空間を目指した環境整備

- ・JR鷹ノ巣駅から市役所方面への商店街では、アーケードの更新事業や歩道的美装化事業などにより、降雪量の多い本市において、一年を通じた快適な歩行空間づくりが進められています。



アーケードが更新された商店街

○街道沿いの宿場で見られる当時の街並み

- ・本市では羽州街道や阿仁街道、大覚野街道、五城目街道等が物資流通路として地域を支えていました。綴子地区の現在の佇まいは、綴子宿の町割りの名残です。



旧羽州街道沿いの町並み

○かつての佇まいを残す伝統的な建造物

- ・七日市地区の長岐家は秋田藩主佐竹氏移封以来の世襲的に肝煎を務めた家柄で、旧長岐家住宅は近世における小猿部川流域の代表的な肝煎住宅で、県の文化財に指定されています。
- ・本城地区の金家住宅は、阿仁地方の三大地主と言われた金家の財力と農村集落との関わりを伝える建造物で、国の有形文化財に指定されています。



国の有形文化財である金家住宅

<主な景観阻害要因>

- ・JR鷹ノ巣駅を中心に広がる市街地では、空き店舗や空き地等が増えており、放置された廃屋や工作物等も見られます。また、店舗や設備の老朽化も進行しています。
- ・歴史的な建造物は後継者の不在や建物の維持管理の負担等により除却されるケースもあり、昔ながらの街並み景観が失われてきている場所も見られます。
- ・その他、電柱や道路上に張り巡らされた電線類、周囲から際立つ外壁の色彩などが散見されることから、景観への意識の向上が求められています。

5) 沿線・沿道の風景

<主な景観資源>

○広域的にネットワーク化される道路・鉄道・空港

- ・本市は、東西に横断する国道7号とJR奥羽本線が、南北に国道105号と285号、秋田内陸線が縦断しています。また、大館能代空港も立地しており、秋田県北部における交通の要衝となっています。



県北の玄関口となる大館能代空港

○伊勢堂岱遺跡の眺望に配慮した高規格道路の整備

- ・令和2年には、日本海沿岸東北自動車道（日沿道）が大館市から蟹沢ICまで開通し、史跡周辺については史跡の眺望に配慮した整備が行われました。



史跡に配慮し半地下方式を採用

○秋田内陸線の新たな活用のあり方

- ・平成元年に全線で開通した秋田内陸線は、地域住民の足として利用されてきましたが、利用者が減少しています。しかし、インバウンドツアーや貸切車両の運行など、本市の観光振興の起爆剤となってきています。



内陸線沿線での田んぼアート

○秋田内陸線沿線の撮影スポット

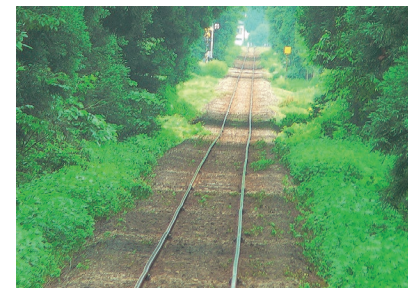
- ・秋田内陸線の車両を、移動に利用するだけではなく、山並みや田園などの自然景観や鉄橋などを背景に、撮影する愛好家もいます。その撮影スポットは、HPやブログなどで紹介されており、絶好の撮影スポットとなっています。



秋田内陸線と自然を撮影できるスポット

○秋田内陸線の車窓からの風景

- ・秋田内陸線沿線には、田んぼアート、鉄橋上からの眺望、車両前方の景色など、車窓からしか見られないさまざまなスポットがあります。乗車したときの車窓からの風景もまた、内陸線の魅力と言えます。



秋田内陸線車窓からの風景

<主な景観阻害要因>

- ・国道沿道における周囲となじまない屋外広告物の設置などが増えています。
- ・廃車や廃タイヤ、農業資材等の放置、土石の採取などには、遮へいなど景観への配慮が必要です。
- ・秋田内陸線沿線では、背景となる森吉山や河川、田園、鉄橋等と運行する車両の撮影が人気ですが、撮影の障害となる電線類や電柱等への対策を求める声も寄せられています。

6) 歴史・文化・祭りの風景

<主な景観資源>

○国指定史跡の伊勢堂岱遺跡

- ・本史跡は、標高 40～45m の舌状台地に位置する縄文時代後期前葉（約 4,000 年前）の大規模な祭祀場です。環状列石や配石遺構、掘立柱建物跡、土杭墓、捨て場など、多くのマツリや祈りの遺構が見つかっています。平成 13 年 1 月、国の史跡に指定されました。



伊勢堂岱遺跡と北側への眺望

○国指定重要無形民俗文化財の根子番楽

- ・根子番楽は根子集落に伝わる番楽です。山伏神楽の流れをくみ、中世の勇壮な武士舞で、歌詞は文学的に優れて、芸態・歌詞とも古い時代のまま伝承されていると評価されています。



住民により伝承される根子番楽

○綴子大太鼓を奉納する例大祭

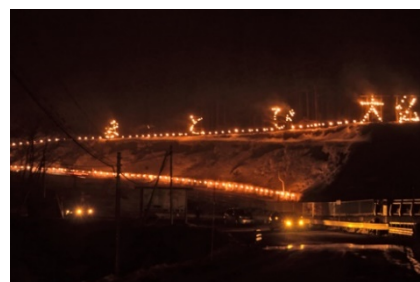
- ・東北地方では最も古い八幡宮として知られる綴子神社の例大祭は、直径 3 m を超える大太鼓や獅子踊りなどの民俗芸能が、出陣行列の形式で同地区を練り歩き神社に奉納されるものです。大太鼓の運行路では、電線類が高所で架線されています。



綴子神社の例大祭

○阿仁地方の万灯火（まといび）

- ・万灯火は、小阿仁川流域に古くから伝わる伝統行事で、毎年春彼岸の中日（春分の日）に開催されます。先祖の霊を供養するために、三度藁を燃やしたのが由来と言われ、それを集落から見える小高い丘に藁を束ねて燃やすようになったのが、始まりとされています。

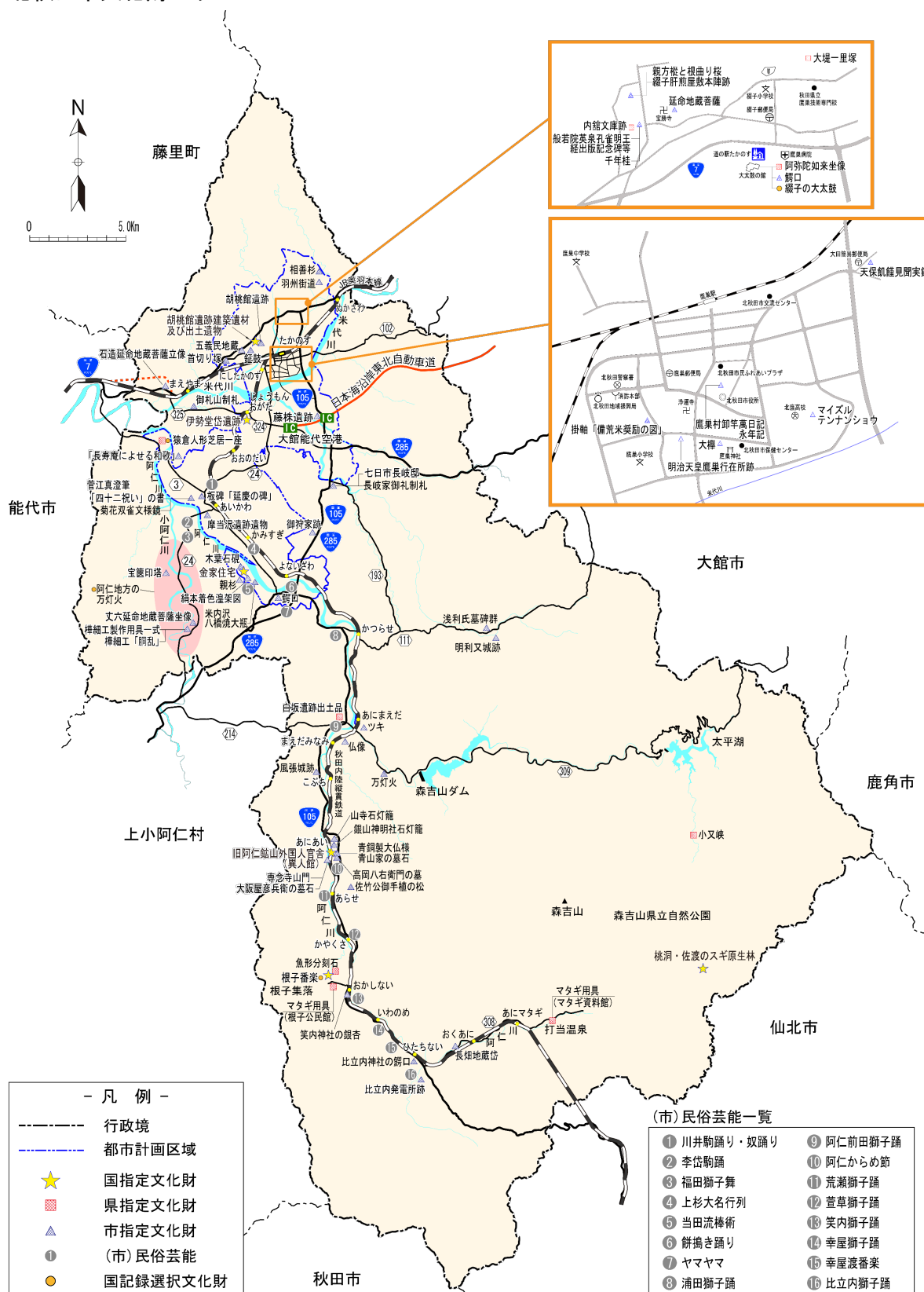


伝統行事の万灯火

<主な景観阻害要因>

- ・張り巡らされている電柱や電線類等が、祭りの鑑賞や撮影の妨げになっています。
- ・人口減少や少子高齢化などで、担い手が不足しており、伝承が途絶える懸念があります。
- ・伊勢堂岱遺跡や根子集落では、視点場からの眺望の確保が求められているものの、景観保全を担保する制限などがやや緩く、より厳格なルール作りが求められます。

■北秋田市文化財マップ



■景観特性の総括図

凡例 **赤字**：景観資源 **青字**：景観阻害要因 **緑**：山林 **水色**：水辺 **黄**：田園 **茶**：市街地 **灰**：沿道・沿線 **茶**：歴史・文化・祭り

市北部(慶祝森林自然公園)から森吉山への眺望

森吉山に抱かれる北秋田市



羽州街道の面影を残す町並み

綴子神社や内館文庫跡、宝勝寺等が集まる旧羽州街道の町並み



大太鼓の運行に配慮する電線

綴子神社を起点とし、運行ルート沿道の電線は高所に架線



特徴的な里山的な景観

綴子や坊沢などの北部丘陵地等では、里山的な景観が広がる



伊勢堂岱遺跡からの眺望

世界自然遺産白神山地や田代岳などへの祭祀上重要な眺望が開ける



史跡の景を構成する山林・河川

史跡周辺は、古くからの樹林地や河川が見られる



湯車川でのサケの稚魚放流

子どもたちの手で、かつての環境を取り戻そうとする取り組み



街なかのアーケードの改修工事

通年で快適な歩行空間づくりを目指し、アーケードを改修中



市街地周縁の良好な田園景観

鷹巣盆地北側の生産基盤となる田園。国道 105 号からの景観



かつての佇まいを残す金家住宅

好対照な洋館と和館が良好に保存され、近代住宅の展開を示す



北秋田市と仙北市を繋ぐ秋田内陸線

北秋田の魅力的な景観を堪能でき、活用が期待される内陸線



防風雪を兼ねるケヤキ並木

上杉・下杉地区では、田園と集落境界部の斜面地でケヤキ並木が植生し、特有の景観を生み出す



特有の文化を継承する根子集落

森に密着して暮らすマタギ文化発祥の地。川、住宅、水田、里山、奥山が一体的な景観を生み出す



住民の手で伝承される根子番楽

歌詞、芸態がしっかりと地域住民の手で受け継がれる根子番楽

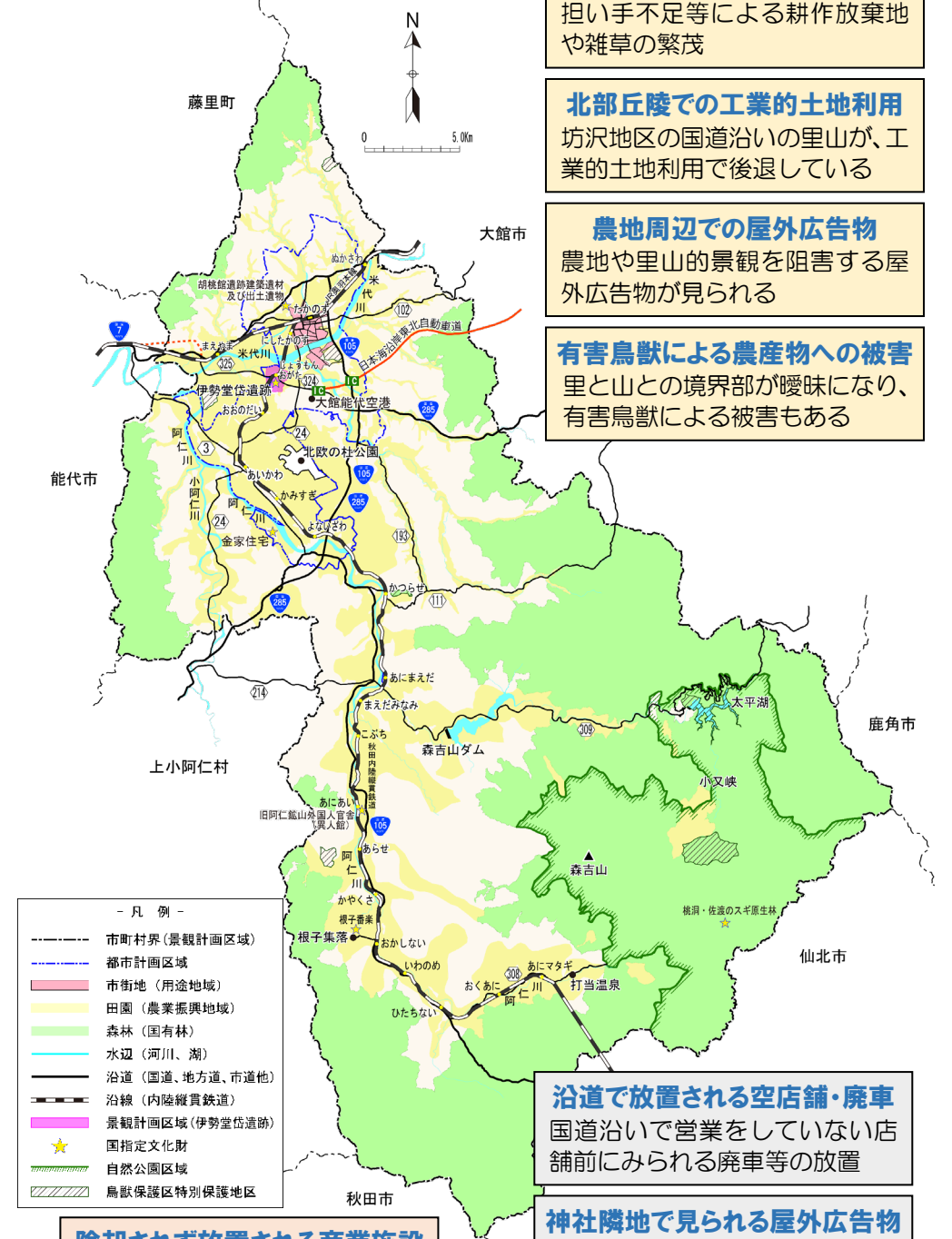
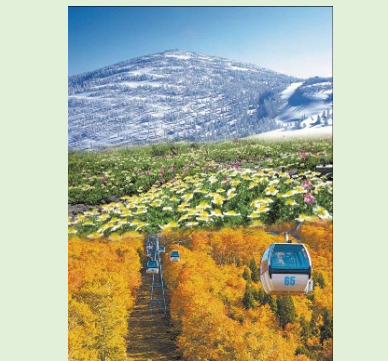


森吉山麓で見られる多くの瀑布

奥森吉や奥阿仁等では大自然に溶け込む多くの水辺景観がある



季節で多様な顔を持つ森吉山



田園で見られる耕作放棄地
担い手不足等による耕作放棄地や雑草の繁茂

北部丘陵での工業的土地利用
坊沢地区の国道沿いの里山が、工業的土地利用で後退している

農地周辺での屋外広告物
農地や里山的景観を阻害する屋外広告物が見られる

有害鳥獣による農産物への被害
里と山との境界部が曖昧になり、有害鳥獣による被害もある

沿道で放置される空店舗・廃車
国道沿いで営業をしていない店舗前にみられる廃車等の放置

神社隣地で見られる屋外広告物
文化的資源への視線を遮る目立つ看板

通りから見えるソーラーパネル
県道から直接見える場所に設置されたソーラーパネル

斜面一帯の皆伐や列状伐採
間伐ではなく、一体的な皆伐や列状間伐も見られる樹林地

山の管理不足
林業家の高齢化や減少に伴い、山の管理が困難となっている

除却されず放置される商業施設
用途地域内にみられる遊戯施設やガソリンスタンドの廃屋

周辺になじまない外壁色彩
用途地域内にみられる色彩が周辺と不調和な空き店舗。

歴史を感じる建物等の滅失
歴史的な建物や昔ながらの街並み景観が滅失している

電柱や空中線系の架線
電柱や道路上に張り巡らされた電線類等が景観を阻害している

3. 景観特性と課題の整理

本市では前述のように、森林や水辺、田園、市街地、沿道・沿線、歴史・文化・祭りの風景などが見られ、それぞれが本市の特徴的な景観として捉えられます。

本計画において、重視したい景観特性と課題を次のように整理します。

<森林の風景>

本市を抱く森吉山や北部丘陵地などの森林の風景は、適切な管理による森林景観の保全や森林資源の活用等が求められます。また、山間の集落では、これまでの歴史的背景や自然からの恩恵、生業や産業などを尊重するとともに、人と動物との生活圏の棲み分けなどを意識した景観の保全が求められます。

民有林等における開発の場合、周囲の自然環境や山並みへの眺望に配慮するとともに、建築物や工作物への制限、形態・意匠、色彩、高さなどへの緩やかな規制や誘導を図るものとします。

<水辺の風景>

本市のまちや集落の形成に影響を与え、暮らしを支えてきた水辺の風景は、水辺景観の保全や親水性を兼ね備えた水辺資源の活用等が求められます。また、大雨等による河川氾濫などへの対応や、市街地と調和した水辺空間の形成も重要です。

水辺周辺での開発の場合、水辺景観に配慮するとともに、建築物や工作物に対する制限、形態・意匠、色彩、高さなどの緩やかな規制や誘導を図るものとします。

<田園の風景>

本市の良好な農地や伝統的な家屋などからなる田園の風景は、田園景観の保全や農業生産基盤としての適正なあり方が求められます。また、里山的な景観を残す場所も含めて田園景観を保全するとともに、景観を阻害する屋外広告物の規制、ごみの不法投棄の防止、耕作放棄地のあり方など、田園景観の阻害要因への対応も重要です。

田園周辺での開発の場合、周囲の田園景観に配慮するとともに、建築物や工作物に対する制限、形態・意匠、色彩、高さなどの緩やかな規制や誘導を図るものとします。

<市街地の風景>

本市での暮らしを支える生活利便施設が立地し、その周辺に良好な住宅地が広がる市街地の風景は、本市の顔としての賑わいづくりや各地域の中心部として必要な機能を維持するとともに、安心・安全な暮らしや公園・街路樹等を含めた緑豊かで落ち着いた住環境を保全した景観づくりが求められます。

市街地での開発の場合、周辺の市街地景観に配慮するとともに、建築物や工作物に対する制限、形態・意匠、色彩、高さなどの緩やかな規制や誘導を図るものとします。

<沿道・沿線の風景>

市民の移動や物流を支える道路や鉄道などを含む沿道・沿線の風景は、街並みの連続性や背景となる市街地の風景、田園風景、森林風景等に調和した沿道・沿線景観の形成が求められます。具体的には、沿道における屋外広告物の規制や商業・工業的な沿道土地利用の際の制限、沿道から直接見えないようにする太陽光発電施設の設置、機材・物資等の堆積物の規制、内陸線の視点場（撮影スポット）や車窓からの風景などにおける景観保全が考えられます。

沿道・沿線での開発の場合、沿道・沿線の景観に配慮するとともに、建築物や工作物に対する制限、形態・意匠、色彩、高さなどの緩やかな規制や誘導を図るものとします。

<歴史・文化・祭りの風景>

本市の歴史や文化、気候や地域性などにより生み出され、地域の方々の手で伝承されてきた文化財や建造物、祀りや祭りなどの風景は、歴史的、文化的な背景や視点場からの眺望の確保を含めた保全や継承が求められます。また、地域の伝統芸能や祭りの維持・伝承に向け、地域住民や市民が、誇りや愛着を醸成する取り組みも重要です。

歴史・文化・祭りに関する場所での開発の場合、歴史・文化景観に配慮するとともに、建築物や工作物等に対する制限、形態・意匠、色彩、高さなどの緩やかな規制や誘導を図るものとします。

第3章 景観計画

1. 景観計画区域等と地区設定（景観法第8条第2項第1号関係）

本計画では、景観計画区域や各景観エリア、景観重点区地区等を次のように設定します。

（1）景観計画区域の指定

景観法に基づき、景観づくりの施策を展開する区域を、市全域とします。

（2）景観形成重点地区の指定

本計画では、特に良好な景観づくりが求められる地区の取組みを推進するため、「景観形成重点地区」を設けることとし、①伊勢堂岱遺跡地区と②根子集落地区を指定します。

景観形成重点地区は、地区独自の届出制度や景観形成基準に基づき、地区の特性に応じた誘導を行うとともに、視点場からの眺望の確保に向け、眺望範囲での配慮事項を設定します。

なお、本章では景観形成重点地区の指定に留め、詳細は「第4章 景観形成重点地区」に記載します。

■景観形成重点地区の考え方

エリア名	エリアの根拠	主な視点
景観形成重点地区① 伊勢堂岱遺跡地区	伊勢堂岱遺跡	・ 史跡の適切な保存管理と、緩衝地帯の景観形成 ・ 史跡から北側の白神山地から田代岳まで眺望確保
景観形成重点地区② 根子集落地区	根子集落	・ マタギ文化の保全、根子番楽の保存・伝承 ・ 根子トンネル西側の出入口付近の、急峻な山々と一体となった眺望の確保

（3）景観計画区域内におけるエリアの指定

本計画では、第2章で述べた6つの風景を基本にしながら、都市計画法による規制等を重ねあわせ、「まち（市街地、田園等）の景観エリア」と「さと（集落、森林）の景観エリア」を指定します。

■エリア設定の考え方

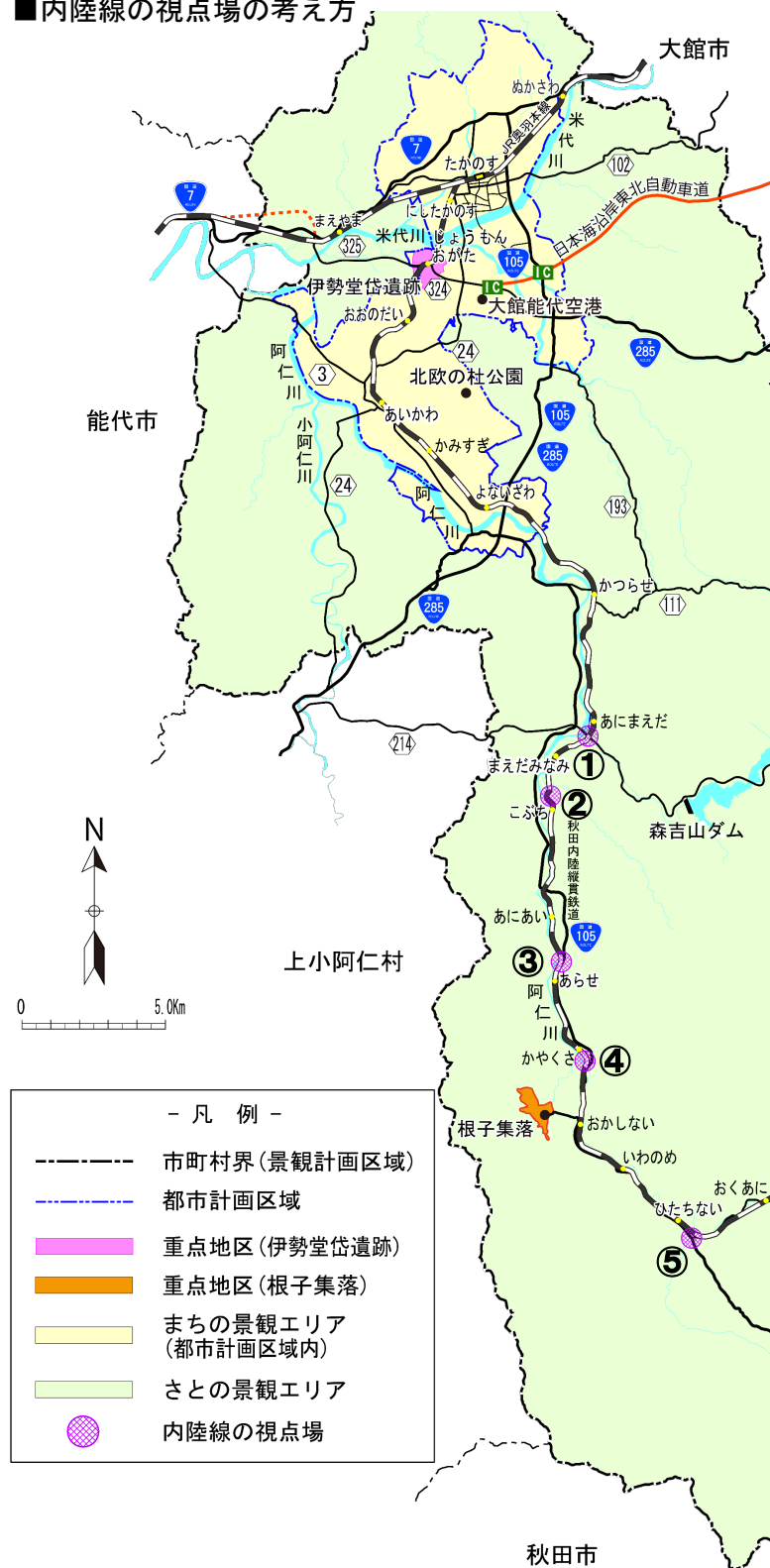
エリア名	エリアの根拠	主な視点
まち（市街地、田園）の 景観エリア	都市計画区域内	・ 鷹ノ巣駅を含む中心市街地や合併前の町の中心部として、都市施設や生活利便施設等が立地している ・ 良好な住宅地が広がっている ・ 生産基盤となる大規模な田園や北部丘陵地などで見られる里山的景観が広がっている
さと（集落、森林） の景観エリア	都市計画区域外	・ 秋田内陸線停車駅を中心に集落が見られ、その後背地には森林や自然環境が広がっている

(4) 内陸線の視点場の設定

本計画では、秋田内陸線が後背の山林や自然環境と一体的に鑑賞・撮影ができる視点場を、「内陸線の視点場」として指定し、そのポイントの景観保全に配慮するものとします。

なお、現時点で5地点を指定しますが、新たな視点場を認めた場合は、追加を検討します。

■内陸線の視点場の考え方



①森吉山眺望(阿仁前田～前田南)



②小湊カーブ（前田南～小湊）



③荒瀬川橋梁（阿仁合～荒瀬）



④大又川橋梁（萱草～笑内）



⑤比立内桥梁（比立内～奥阿仁）

■景観計画区域と各エリア及び景観形成重点地区の設定図

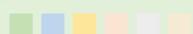


2. 景観づくりの目標像

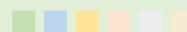
本市は、森吉山麓や多くの瀑布・河川などの豊かな自然、縄文の頃からの歴史、地域性や時代の要請に応じてきた産業、その時代に生きた人々により行われ、伝承されてきた多様な伝統芸能など、様々な魅力的な資産を有しています。言い換えると、本市を抱く「もり（森林、スギやブナなどの原生林、マタギ文化など）」とともに暮らし、時代に応じた「まつり（祀り、祭りなど）」を行い、それらを継承しながら、現代にいたります。

私たちは、これらの資産を礎とし、住民・事業者・行政が一体となって景観を守り（保全）、磨き続ける（継承や活用）ことが求められます。また、これらの活動を続けることで、新たな整備や取り組みを行う場合にも、北秋田らしい景観像を意識し、次の世代に受け継ぐことを目指し、次のような目標像を掲げます。

<景観づくりの目標像>



「もり」と「まつり」の郷を守り、資産を磨き続ける景観づくり



3. 景観づくりの基本目標

本市は目標の実現に向けて、次に示す基本目標を掲げ、良好な景観の形成を推進します。

(1) 私たちが暮らす地域に誇りや愛着が感じられる景観づくり

本市は、縄文時代には先人が定住していた鷹巣地区、全国で初めて社会福祉宣言の町を決議した合川地区、豊かな自然環境と獅子踊りが伝承される森吉地区、阿仁鉱山とマタギ文化が栄えた阿仁地区で構成され、自然や歴史、生業や産業などそれぞれ特徴的な景観が見られます。特に伊勢堂岱遺跡は、わが国の縄文時代の世界観を解き明かす上で貴重な遺跡であり、根子集落では狩猟や農林業を生業とするマタギ文化を継承した暮らしが今なお見られます。私たちはこのことを再認識し、この景観を保全・継承する活動を多世代で担い、伝えることで、“誇り”や“愛着”を感じられる景観づくりを行います。

(2) 日々の暮らしの中で豊かさを感じられる景観づくり

本市では、収穫期には金色に光り輝く田園景観、山林と水田が共存する里山的景観、ブナやスギの原生林と多数の瀑布が見られる自然景観など、貴重な景観を見ることができます。伊勢堂岱遺跡周辺では、季節を感じられる田園や樹林地、サケの遡上がみられる湯車川、営農や居住環境を維持する集落景観が広がります。

一方、ＪＲ奥羽本線や秋田内陸線が通り、大館能代空港に日沿道が直接接続するなど、交通利便性が良く、都心までのアクセスに優れた都市です。私たちは、このことを再認識することで、日々の暮らしにおける多様な“豊かさ”を感じられる景観づくりを行います。

(3) 交流による活力が感じられる景観づくり

本市は、四季を通して自然豊かな森吉山を中心に、秋田内陸線を利用した観光客が増えています。その内陸線沿線は、山並みや田園などの自然景観を背景に美しい景色が撮影できるスポットとしても知られています。また、伊勢堂岱遺跡が世界文化遺産に登録されたことにより、国内外から注目されることが期待されます。

現在でも森吉山など豊かな自然の案内活動や、地域住民が中心となった伝統芸能の伝承、街や沿道を花で彩る取組み、伊勢堂岱遺跡での小・中学生を含む市民ボランティアや周辺の環境保全活動などが活発です。これらを継続し、地域に“交流による活力”が感じられる景観づくりを行います。

4. 良好な景観づくりに関する方針（景観法第8条第3項）

良好な景観は、住民・事業者・行政のそれぞれの主体の取り組みや行為によって形成されます。このため、それぞれの主体が、良好な景観形成に向けて、共に目指すべき姿となる方針を次のとおりとし、この方針に沿って景観形成を推進します。

（1）伊勢堂岱遺跡や根子集落の保全・活用（⇒景観形成重点地区）

伊勢堂岱遺跡は、わが国の縄文文化を解き明かす上で貴重な遺跡です。史跡は、「文化財保護法」や「文化財保護条例」等と整合が図られている「国指定史跡伊勢堂岱遺跡整備基本計画」や「史跡伊勢堂岱保存管理計画」に基づき、史跡自体の価値が損なわれないように、計画的な保全・活用が進められています。史跡周辺は緩衝地帯に指定されていますが、遺跡と一体をなす景観保存を図る地区として、「伊勢堂岱遺跡景観計画」の内容をさらに充実させながら、景観保全や継承に取り組んでいきます。

マタギ文化が受け継がれる根子集落は、急峻な山々と一体となった特徴的な景観を残し、根子番楽を地域全体で伝承していることから、今後もこの景観保全に取り組めます。

また、この二つの地区では、視点場からの眺望の確保にも取り組めます。

（2）生活を支え、交流を促すまちの修復・創造（⇒まちの景観エリア）

J R鷹ノ巣駅周辺の中心市街地や国道沿道で見られる郊外型商業施設が立地する地区では、市民生活を支える生活利便施設や商業・サービス施設等が集積し、その周辺に住宅地や農業生産基盤となる田園地帯が広がる、まち（市街地・田園）の景観を形成しています。また、田園の周辺では、集落を風雪から守る防風雪林の植生、住宅と屋敷林の配置などが見られることから、地域特有の景観保全に取り組んでいきます。

一方、中心市街地の衰退傾向、空き店舗や空き家の増加、廃屋等の放置、耕作放棄地等の課題も散見されることから、これら景観阻害要因の対応を行うとともに、交流人口への意識を高めるなど、修復や創造の視点に立った景観づくりに取り組めます。

（3）地域に根ざした環境や景観の保全・継承（⇒さとの景観エリア）

主に森吉地区や阿仁地区の秋田内陸線の駅周辺に見られる集落や森吉山の自然環境などは、歴史や地形、気候や時代に応じた生業や産業により暮らしを営み、そのことが地域特有の景観を形成してきました。また、これらの地区では、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能、食文化などが重要な無形文化財として伝承されています。

一方、「山」と人が暮らす「里」の境界では、人による管理が不足し、野生鳥獣と接触するケースも散見されるため、人と動物との生活圏の棲み分け等の検討も急務となっています。

地域に根ざした特有の環境や景観を再認識しながら、これらの資産の保全・継承、課題への対応による景観づくりに取り組めます。

(4) 自然風景と一体となった秋田内陸線の保全・活用 (⇒内陸線の視点場)

かつて、地域の想いや期待に応じて整備された秋田内陸線は、地域住民の大事な移動手段として利用されてきましたが、沿線住民の減少や高齢化、モータリーゼーションによる利用者の減少などにより、その存続が危ぶまれています。

一方、本線は、角館や弘前のサクラ、紅葉や雪化粧した森吉山などを目的とする観光客などの利用も多く、車窓からの風景を特に楽しんでもらいたい区間では、走行スピードを落とすなどのサービスも提供されています。また、四季を通じて、背景の自然風景と走行する車両を撮影しようとする方々にも根強い人気があります。さらに、駅の魅力づくり、貸切列車の運行やワンデーオーナー、撮影スポットや沿線の暮らしを紹介するホームページの作成などによる工夫も見られます。

伊勢堂岱遺跡は縄文小ヶ田駅、根子集落は笑内駅が最寄りであることから、自然風景と一体となった沿線の景観保全とともに、観光や写真撮影等の活用を視野に入れた景観づくりに取り組みます。

(5) 景観づくりに向けた意識の啓発や担い手の創出・育成 (⇒景観計画区域全域)

景観づくりとは、それぞれの地域ごとの歴史、地勢や生態系などの風土、文化や伝統、私たち一人ひとり暮らしや経済活動などと、技術の進歩や法律等の制度が背景となるもので、地域特有の景観は人の手で守り、活かし、語り継いでいかなければなりません。

例えば、伊勢堂岱遺跡は行政がルールを設け、住民が史跡や周辺景観を守っています。根子集落は住民が、マタギ文化や伝統芸能を受け継いでいます。秋田内陸線は事業者が様々な活性化策を講じ、行政が支援を担い、市民や利用者が利活用しながら、運行を続けています。

本市で見られる地域に応じた日常的な景観を、そこに暮らす人々が再認識し、景観の保全や活用の取組みを担いながら、市民が一体となった景観づくりに取り組みます。

5. 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

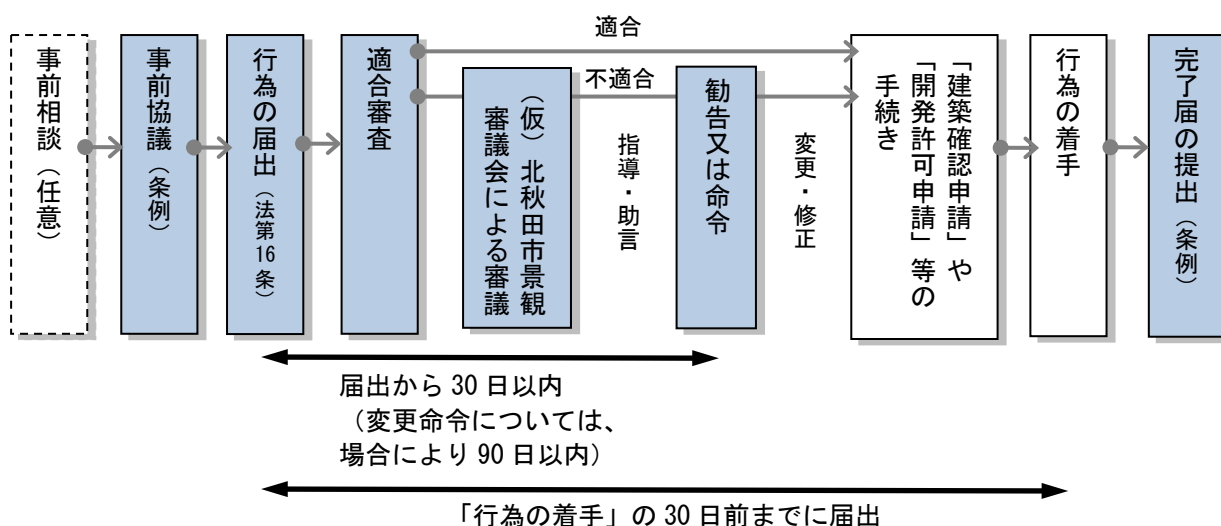
本市では、前章に掲げる良好な景観の形成に関する方針に基づき、必要な行為の制限等を届出制度により運用することで、景観計画区域内の良好な景観形成を推進します。

（1）届出制度による景観づくり

本市の景観づくりにあたり、当該区域内で届出の対象となる行為を行う場合には、下記の流れに則って、景観法に基づく届出制度による規制・誘導を進めます。

景観行政団体の長である市長は、届出の内容が景観形成方針や景観形成基準に適合しないと判断した場合には、法令等に基づいて、協議や助言、指導・勧告、変更・修正命令等を行い、良好な景観形成に寄与するように指導します。

■届出対象の行為を行う場合 ＊届出対象の行為を行わない場合は、これまでと同様の手続き



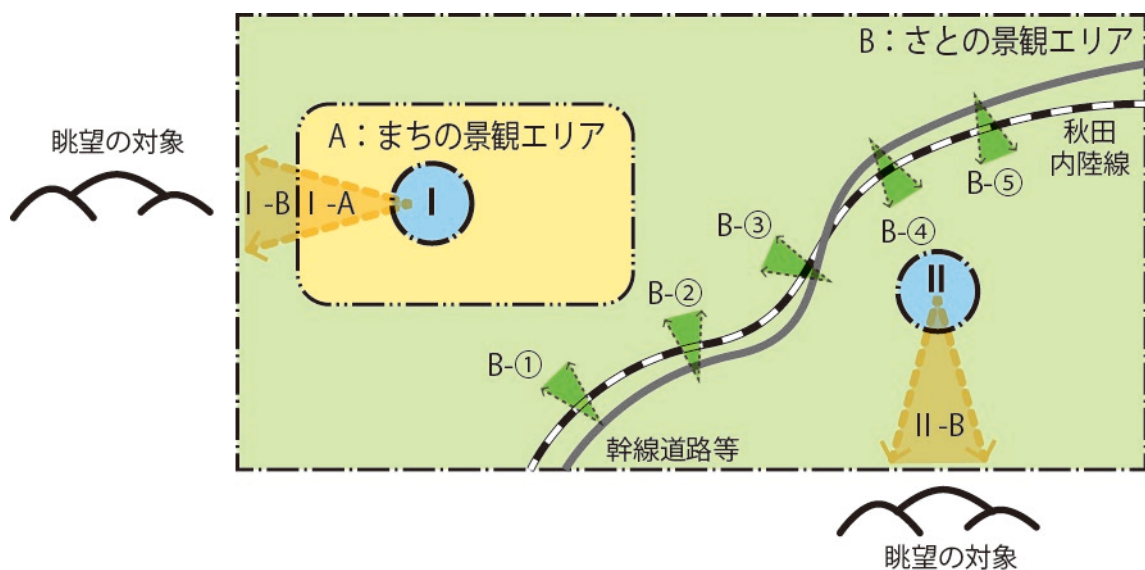
＊届出の内容を変更しようとする場合は、変更行為着手日の30日前までに届出が必要です。

■罰則について

- ・届出をせず又は虚偽の届出をした場合には、景観法第103条により罰則が適用されます。
- ・建築物及び工作物の形態意匠に関する基準において、指導に従わない場合、景観審議会の意見を聞いた上で、景観法第17条第1項に基づき、必要な措置をとることを命令します。行為者がこの命令に違反した場合、景観法第101条の規定により、罰則が適用されます。
- ・建築物及び工作物の形態意匠に関するもの以外の基準において、指導に従わない場合、景観審議会の意見を聞いた上で、景観形成基準に適合させるため、景観法第16条第3項に基づき、必要な措置を取ることを勧告します。勧告を受けた行為者がその勧告に従わない場合、氏名及び勧告の内容を公表します。
- ・届出対象規模を超えない規模の行為を行おうとする者は、景観形成基準への適合状況を自主的に確認し、それぞれの行為が景観形成基準を満たすような対応に努めるものとします。

■エリア別届出対象行為の区分設定

- ・届出対象行為は、景観形成重点地区（Ⅰ：伊勢堂岱遺跡、Ⅱ：根子集落地区）、景観形成重点地区からの眺望、まちの景観エリア（A）、さとの景観エリア（B）、内陸線の視点場からの眺望などに応じて、その内容が異なります。
- ・景観形成重点地区Ⅰでは、「北海道・北東北の縄文遺跡群」に該当する全自治体で対象行為の基準等を揃えることが求められており、本市でもその指導に則った内容とします。
- ・それ以外の地区は、概ねこれまで運用されてきた届出対象行為の内容となります。
- ・視点場からの眺望は、眺望上で太陽光発電施設等が著しく反射しないことや、対象となる山々や丘陵地の稜線に鉄塔や空中線系が障害しないことなど、現状の景観を保全し、継承できるような内容について努力目標として掲げていきます。



(2) 届出対象行為

行為の種類	制限の対象	景観形成重点地区Ⅰ 伊勢堂岱遺跡地区	まちの景観エリア（A）	史跡眺望 Ⅰ-A	さとの景観エリア（B）	景観形成重点地区Ⅱ 根子集落地区	史跡眺望 Ⅰ-B	根子眺望 Ⅱ-B	内陸線の視点場 B-①～⑤
建築物の新築、増築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	建築物の新設又は移転	高さ13m又は延べ床面積 10 ㎡を超えるもの	高さ13m又は建築面積 1,000 ㎡を超えるもの（増築又は改築後においてこの規模を超えるものを含む。ただし、100 ㎡以下の増改築は除く）	＊左記規模以下においても、眺望に影響を与えないよう配慮する	高さ13m又はのべ面積 1,000 ㎡を超えるもの（増築又は改築後においてこの規模を超えるものを含む。ただし、100 ㎡以下の増改築は除く）	＊屋根や外壁の色彩は、指定推奨色以外を採用する場合、基本色を順守するものとする	＊左記規模以下においても、眺望に影響を与えないよう配慮する		
	増築・改築								
	修繕、模様替え、色彩変更	上記規模に該当し外観の変更に係る部分の面積が 10 ㎡を超えるもの ＊屋根や外壁の色彩は、指定推奨色以外を採用する場合、基本色を順守するものとする							
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	煙突、排気塔、高架水槽、屋外照明等	高さ5mを超えるもの	高さ13mを超えるもの	＊左記規模以下においても、眺望に影響を与えないよう配慮する	高さ13mを超えるもの	＊左記規模以下においても、眺望に影響を与えないよう配慮する ＊視点場での鑑賞や撮影等に影響がないように配慮する			
	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、自動車駐車施設、彫像、記念碑等	高さ5m又は築造面積 10 ㎡を超えるもの							
	擁壁、さく、塀等	高さ1.5mを超えるもの	高さ3mを超えるもの		高さ3mを超えるもの				
	電波塔、物見塔、柱類（屋外広告物を除く） 電線路、空中線系（その支持物を含む）	高さ10mを超えるもの	高さ30mを超えるもの		高さ30mを超えるもの				
	修繕、模様替え、色彩変更	上記規模に該当し外観の変更に係る部分の面積が 10 ㎡を超えるもの	上記規模に該当するもの		上記規模に該当するもの				
	自動販売機	高さ1mを超えるもの	規制なし						
	太陽光発電施設	原則、設置は不可とする（家庭用を除く。） ＊ただし、設置検討時、事前相談を要する	設置の際、幹線道路等から直接見えない位置とすることや、周りから見えないような遮へいなどに努める ＊必要に応じて事前相談を要する		＊設置検討時、事前相談を要する				設置の際、幹線道路等から直接見えない位置とすることや、周りから見えないような遮へいなどに努める ＊必要に応じて事前相談を要する
開発行為	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	面積 300 ㎡又はのり面や擁壁の高さ 1.5mを超えるもの	都市計画区域内:3,000 ㎡以上のもの	＊周辺景観への調和や眺望を阻害しないようにする	都市計画区域外:10,000 ㎡以上のもの	＊周辺景観への調和や眺望を阻害しないようにする			
土地の形質変更	のり面、擁壁、土地の造成等		面積 3,000 ㎡又はのり面や擁壁の高さ 3mを超えるもの		面積 3,000 ㎡又はのり面や擁壁の高さ 3mを超えるもの				
土石の採取又は鉱物の採掘	土石の採取、鉱物の採掘								
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	用途廃止された物品	堆積期間が 90 日を超え、面積 50 ㎡又は高さ1.5mを超えるもの	[新設又は既存(500 ㎡以下)に追加の場合] 高さ1.5m又は水平投影面積 500 ㎡を超えるもの [既存(500 ㎡超)に追加の場合] 高さ0.5m又は水平投影面積 50 ㎡を超えるもの	＊周辺景観への調和や眺望を阻害しないようにする	[新設又は既存(500 ㎡以下)に追加の場合] 高さ1.5m又は水平投影面積 500 ㎡を超えるもの [既存(500 ㎡超)に追加の場合] 高さ0.5m又は水平投影面積 50 ㎡を超えるもの	＊周辺景観への調和や眺望を阻害しないようにする			
	一般資材等の物品		[新設又は既存(1,000 ㎡以下)に追加の場合] 高さ3m又は水平投影面積 1,000 ㎡を超えるもの [既存(1,000 ㎡超)に追加の場合] 高さ1m又は水平投影面積 1,000 ㎡を超えるもの		[新設又は既存(1,000 ㎡以下)に追加の場合] 高さ3m又は水平投影面積 1,000 ㎡を超えるもの [既存(1,000 ㎡超)に追加の場合] 高さ1m又は水平投影面積 1,000 ㎡を超えるもの				
水面の埋立て又は干拓		面積 300 ㎡又はのり面や擁壁の高さ 1.5mを超えるもの	—	—	—	—			
木竹の伐採		伐採面積 50 ㎡又は木竹の高さ 5mを超えるもの	—	＊伐採検討時、事前相談を要する	—	＊伐採検討時、事前相談を要する			

※表中の注釈 *：行為の制限内容のほか、配慮が必要な事項、－：関係法令の規制に準じる事項

（参考）適用除外行為

次に掲げる行為は、届出対象規模を超えていても、市に届出を行う必要はありません。

①景観法第 16 条第 7 項に掲げるもの

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観重要建造物について、第 22 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為
- 景観計画に第 8 条第 2 項第 4 号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- 景観重要公共施設について、第 8 条第 2 項第 4 号ハ（１）から（７）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- 第 55 条第 2 項第 1 号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第 15 条の 2 第 1 項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- 国立公園又は国定公園の区域内において、第 8 条第 2 項第 4 号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- 第 61 条第 1 項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
- 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第 72 条第 2 項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- 地区計画等（都市計画法第四条第九項 に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号 に規定する地区整備計画をいう。第 76 条第 1 項において同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 32 条第 2 項第 1 号 に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第 76 条第 1 項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第 32 条第 2 項第 2 号 に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第 76 条第 1 項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 31 条第 2 項第 1 号 に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第 76 条第 1 項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和 55 年法律第 34 号）第 9 条第 2 項第 1 号 に規定する沿道地区整備計画をいう。第 76 条第 1 項において同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）第 5 条第 3 項 に規定する集落地区整備計画をいう。第 76 条第 1 項において同じ。）が定められている区域に限

る。) 内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

○その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

②景観法施行令第8条に掲げるもの

○地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

○仮設の工作物の建設等

○次に掲げる木竹の伐採

- ・除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ・仮植した木竹の伐採
- ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

○景観法施行令第8条第1号から第3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

- ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ・建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

①建築物の建築等

②工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等

③木竹の伐採

④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）

⑤特定照明

- ・農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

①建築物の建築等

②高さが1.5メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等

③用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置

④土地の開墾

⑤森林の皆伐

⑥水面の埋立て又は干拓

③景観法施行令第9条に掲げるもの

○法第16条第7項第10号の政令で定める行為は、法第8条第4項第2号の制限で景観計画に定められたものの全てが法第16条第7項第10号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。

④景観法施行令第10条に掲げるもの

○法第16条第7項第11号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- ・景観計画に定められた開発行為又は第21条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第73条第1項又は第75条第2項の規定に基づく条例で第22条第3号イ又はロ（第24条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
- ・景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第75条第1項の規定に基づく条例で第23条第1項第1号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
- ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為
- ・屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

出典：景観法及び景観施行令

6. 景観形成基準

「良好な景観形成に関する方針」の実現を目指すため、それぞれの届出対象行為ごとの「景観形成基準」を次のように定めます。本市では、届出を受けて景観形成基準への適合を審査し、必要に応じて指導・勧告、形態意匠の変更命令等を行います。

(1) 建築物・工作物

①景観形成重点地区 (伊勢堂岱遺跡地区)

位置・配置	○優れた景観資源に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とする。 ○従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地区の優れた樹木、緑地等を保存し、建築物等の周辺景観と調和した位置とする。 ○良好な景観が見渡せる眺望点からその眺望を妨げない配置とするよう努める。 ○太陽光発電施設（産業用）は、原則設置できないものとする。 ○太陽光パネル（家庭用）を設置する場合は、事前相談を要する。
規模・高さ	○周辺の景観と調和した高さや規模とするよう努める。 ○行為地周辺が樹林地の場合は、できる限り樹幹から突出しない高さとするように努める。
形態・意匠・素材	○建築物全体としてまとまりがあり、良好な眺望景観の形成に配慮した形態・意匠とする。 ○建築物等は、周辺の歴史・文化との調和に努める。 ○周辺景観との調和や地域特性に応じ、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。 ○ベランダ・バルコニー、設備機器等を設置する場合は、建築物本体と調和したものとするなど、まとまりのある意匠とする。また、外壁部の広告等を表示しないよう努める。 ○太陽光パネル（家庭用）等を設置する場合は、建物と一体的な形状とし、反射が少なく、低明度、低彩度の目立たないものとする。 ○周辺の町並みや自然景観と調和した素材を選定するよう努める。また、反射性の高い素材を使用しない。 ○周辺の景観と馴染むよう、地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努める。 ○建築後、汚れや破損等によって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、退色性、年月による風合い等を考慮した素材を使用するよう努める。 ○建築物等は、道路や鉄道からの眺めに配慮した形態・意匠とする。
色彩	○けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調に、山並み、田園との調和に配慮する。 ○壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、周囲の色彩との調和、色彩の組み合わせ、使用する面積のバランスに十分留意し、落ち着いたものとする。

色彩	○建築設備等の色彩は、建築物本体や周辺景観と調和するものとする。 ○工作物は、落ち着いた色彩で周辺景観や建築物と調和するよう努める。 ○屋根の色彩は、天然素材に近い「焦げ茶」や「深緑」などを基調とするよう努める。これら以外の色彩を採用しようとする場合は、事前相談を要する。 ○外壁の色彩は、木や土に近い茶色系（ベージュやブラウン等）や白（アイボリー）を基調とし、黒やグレーはアクセント色に留めるなど、集落内での調和を図ることに努める。これら以外の色彩を採用しようとする場合は、事前相談を要する。 ＊なお、これらの色彩については、新築、改築又は塗り替えを行う際に基準に合わせることでよいものとする。
敷地の緑化	○建築物が山並み、田園景観等の周辺景観と調和し、良好な景観の保全が図られるよう、樹木の高さや位置に配慮しながら、植栽に努める。 ○敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化し、道路から後退してできる空間には、積極的な緑化に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺樹木と調和した樹種とする。 ○特に樹姿や樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存するよう努める。 ○駐車場は、道路から直接見えにくい位置に配置したり、周囲を緑化等により遮へいするよう努める。
視点場からの眺望	<景観形成重点地区外の眺望範囲における事項> ○史跡視点場から北側への眺望を確保するため、眺望の範囲において、白神山地から田代岳まで稜線や北部丘陵地の稜線、田園景観を妨げないようにする。 ○太陽光パネル（家庭用）等を設置する場合は、視点場から見えないようにするとともに、建物と一体的な形状とし、反射が少なく、低明度、低彩度の目立たないものとする。
その他	○自動販売機やごみ置き場の設置、駐車場を整備する場合は、周辺景観に影響を及ぼさないよう努める。 ○河川等水辺に接する場合は、できる限り水際から後退し緑化するなど、水辺にふさわしい空間づくりを行う。

②まちの景観エリア

位置・配置	○優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とする。 ○周辺及び敷地内の建築物などと調和した配置とする。 ○道路境界線や隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保する。 ○太陽光発電施設（産業用）等を設置する場合は、幹線道路等から見えない位置での設置や、周りから見えないよう遮へいなどに努める。
規模・高さ	○周辺の景観と調和した高さや規模とするよう努める。
形態・意匠・素材	○建築物全体としてまとまりがあり、良好な眺望景観の形成に配慮した形態・意匠とする。 ○建築物等は、周辺の歴史・文化との調和に努める。 ○周辺景観との調和や地域特性に応じ、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。 ○ベランダ・バルコニー、設備機器等を設置する場合は、建築物本体と調和したものとするなど、まとまりのある意匠とする。 ○太陽光パネル（家庭用）等を設置する場合は、建物と一体的な形状とし、反射が少なく、低明度、低彩度の目立たないものとする。 ○屋上設備等は、通りから見えにくい位置に設置するか、目立たないよう遮へいする。 ○建築物への看板、広告塔などの設置はできるだけ避け、やむを得ず設置する場合は、集約化し必要最小限にとどめるとともに、周囲に与える突出感や違和感を軽減するような意匠とするよう努める。 ○通りに面して壁面等を設置する場合は、周辺の景観にあわせて適度に壁面を区分した意匠・形態とするなど、圧迫感や威圧感を軽減する。 ○建築後、汚れや破損等によって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、退色性、年月による風合い等を考慮した素材を使用するよう努める。
色彩	○けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調に、山並み、田園との調和に配慮する。 ○壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、周囲の色彩との調和、色彩の組み合わせ、使用する面積のバランスに十分留意し、落ち着いたものとする。 ○建築設備等の色彩は、建築物本体や周辺景観と調和するものとする。 ○工作物は、落ち着いた色彩で周辺景観や建築物と調和するよう努める。
敷地の緑化	○建築物が山並み、田園景観等の周辺景観と調和し、良好な景観の保全が図られるよう、樹木の高さや位置に配慮しながら、植栽に努める。 ○敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化し、道路から後退してできる空間には、積極的な緑化に努める。

敷地の 緑化	○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺樹木と調和した樹種とする。 ○特に樹姿や樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存するよう努める。 ○駐車場は、道路から直接見えにくい位置に配置したり、周囲を緑化等により遮へいするよう努める。 ○道路に面した敷地境界には、沿道の町並みや緑の連続性の確保、圧迫感の軽減など、歩行空間の景観向上に配慮した植栽に努める。
視点場 からの 眺望	○太陽光発電施設（産業用）等を設置する場合は、視点場から見えないようにする。 ○太陽光パネル（家庭用）等は、建物と一体的な形状とし、反射が少なく、低明度、低彩度の目立たないものとする。 ○行為制限対象規模以下の建築物、工作物においても、周辺の景観から突出した印象を与えない位置や規模とする。
その他	○自動販売機やごみ置き場の設置、駐車場を整備する場合は、周辺景観に影響を及ぼさないよう努める。 ○河川等水辺に接する場合は、できる限り水際から後退し緑化するなど、水辺にふさわしい空間づくりを行う。

③さとの景観エリア

位置・配置	○優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とする。 ○周辺の景観と調和した配置とする。 ○山稜近傍では、稜線を乱さないよう、尾根より低い位置とする。 ○道路境界線や隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保する。 ○太陽光発電施設（産業用）等を設置する場合は、幹線道路等から見えない位置での設置や、周りから見えないよう遮へいなどに努める。
規模・高さ	○周辺の景観と調和した高さや規模とするよう努める。
形態・意匠・素材	○建築物全体としてまとまりがあり、良好な眺望景観の形成に配慮した形態・意匠とする。 ○建築物等は、周辺の歴史・文化との調和に努める。 ○周辺景観との調和や地域特性に応じ、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。 ○ベランダ・バルコニー、設備機器等を設置する場合は、建築物本体と調和したものとするなど、まとまりのある意匠とする。また、外壁部の広告等を表示しないよう努める。 ○太陽光パネル（家庭用）等を設置する場合は、建物と一体的な形状とし、反射が少なく、低明度、低彩度の目立たないものとする。 ○周辺の町並みや自然景観と調和した素材を選定するよう努める。また、反射性の高い素材を使用しない。 ○周辺の景観と馴染むよう、地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努める。 ○建築後、汚れや破損等によって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、退色性、年月による風合い等を考慮した素材を使用するよう努める。 ○建築物等は、道路や鉄道からの眺めに配慮した形態・意匠とする。
色彩	○けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調に、山並み、田園との調和に配慮する。 ○壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、周囲の色彩との調和、色彩の組み合わせ、使用する面積のバランスに十分留意し、落ち着いたものとする。 ○建築設備等の色彩は、建築物本体や周辺景観と調和するものとする。 ○工作物は、落ち着いた色彩で周辺景観や建築物と調和するよう努める。

敷地の緑化	○建築物が山並み、田園景観等の周辺景観と調和し、良好な景観の保全が図られるよう、樹木の高さや位置に配慮しながら、植栽に努める。 ○敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化し、道路から後退してできる空間には、積極的な緑化に努める。 ○植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺樹木と調和した樹種とする。 ○特に樹姿や樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存するよう努める。 ○駐車場は、道路から直接見えにくい位置に配置したり、周囲を緑化等により遮へいするよう努める。
視点場からの眺望	○太陽光発電施設（産業用）等を設置する場合は、視点場から見えないようにする。 ○太陽光パネル（家庭用）等は、建物と一体的な形状とし、反射が少なく、低明度、低彩度の目立たないものとする。 ○行為制限対象規模以下の建築物、工作物においても、周辺の景観から突出した印象を与えない位置や規模とする。
その他	○自動販売機やごみ置き場の設置、駐車場を整備する場合は、周辺景観に影響を及ぼさないよう努める。 ○河川等水辺に接する場合は、できる限り水際から後退し緑化するなど、水辺にふさわしい空間づくりを行う。

上記の、さとの景観エリアに加え、

④景観形成重点地区（根子集落）

形態・意匠・素材	○屋根の形状は、切妻や片流れ、招き等、周辺の山並みとの調和や地域性等を踏まえた形態とする。
色彩	○屋根の色彩は、天然素材に近い「焦げ茶」や「深緑」などを基調とするよう努める。これら以外の色彩を採用しようとする場合は、事前相談を要する。 ○外壁の色彩は、木や土に近い茶色系（ベージュやブラウン等）や白（アイボリー）を基調とし、黒やグレーはアクセント色に留めるなど、集落内での調和を図ることに努める。これら以外の色彩を採用しようとする場合は、事前相談を要する。 *なお、これらの色彩については、新築、改築又は塗り替えを行う際に基準に合わせることでよいものとする。
視点場からの眺望	○根子トンネル西側出入口の視点場から西側の眺望を確保するため、眺望の範囲において、里山や奥山の稜線、田園景観を妨げないようにする。

⑤内陸線の視点場

視点場からの眺望	○鑑賞や撮影時に電柱や電線類等が入り込まないよう配慮する。
----------	-------------------------------

(2) 開発行為に対する景観形成基準

土地の形状	○地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を活かしたものとする。 ○周辺地形との調和を図り、主要な視点場（眺望点）からの眺望を著しく損なうことがないようにする。 ○景観形成上支障を生じる土地の不整形な分割又は細分化を行わない。
土地の緑化	○行為地内はできる限り緑化するよう努める。 ○周辺の景観や植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定するよう努める。 ○行為地内に優れた景観を形成している樹林等（特に、樹姿や樹勢の優れた樹木）がある場合は、それらを保全又は移植し、修景に積極的に活用する。
法面及び擁壁の外観	○長大な法面又は擁壁を生じさせないようにする。 ○法面はできる限りゆるやかな勾配とし、周辺の地形と滑らかに連続させる。 ○周辺の植生と調和した法面の緑化を行う。 ○擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限度のものとし、自然素材等の仕上げを行うなど、周辺景観と調和するよう工夫する。

(3) 物件の堆積に対する景観形成基準

貯蔵又は集積の方法	○主要な視点場（眺望点）や道路から見えないよう、集積又は貯蔵の位置や方法を工夫する。 ○周辺の景観を阻害しないよう、集積又は貯蔵の高さをできる限り低くおさえ、整然と行う。
遮へい	○行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外から見えにくくなるよう塀や囲い等の遮へいに努める。 ○塀や囲いなどを設ける場合は、その色彩を周辺の景観と調和させる。 ○遮へいに伴う植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とする。

(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他土地の形質の変更に対する景観形成基準

遮へい	○行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外から見えにくくする。 ○行為地の周囲は、常緑の中・高木等による緑化や周辺の道路からの遮へいに努める。
跡地の形状	○長大な法面又は擁壁を生じさせないようにする。 ○法面はできる限りゆるやかな勾配とし、周辺の地形と滑らかに連続させる。 ○周辺の植生と調和した法面の緑化を行う。 ○擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限度のものとし、自然素材等の仕上げを行うなど、周辺景観と調和するよう工夫する。
跡地の緑化	○行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行う。 ○やむを得ず擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態や素材とするとともに、前面又は壁面に修景緑化を図る。 ○緑化にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木と調和した樹種とする。
その他	○行為地内に優れた景観を形成している樹林等がある場合は、それらを保全し、修景に積極的に活用する。

7. 色彩基準に関する事項

景観計画区域における届出対象行為のうち、景観への影響が大きな要素として、建築物や工作物等の色彩が挙げられます。

本景観計画では、「景観形成重点地区」や「重点地区の視点場からの眺望範囲」などのエリア区分を設定しており、例えば「景観形成重点地区」の伊勢堂岱遺跡周辺においては、本市「その他の景観計画区域」で順守すべき色彩に加え、世界文化遺産としてユネスコに推薦される他の遺跡群と同程度の基準の適用が求められます。また、その眺望範囲においては、それに準ずる色彩基準が求められます。

そこで、本景観計画では、下記のように、それぞれのエリア区分に応じた建築物や工作物等が目指すべき「指定推奨色」と最低限順守してほしい「基本色」を設定し、北秋田市らしい景観形成に向けた適切な運用を図るものとします。

なお、「景観形成重点地区」における色彩の新たな指定や変更は、地元住民による合意形成を経る必要があります。

■エリア別の推奨色と基本色の考え方

区域	指定推奨色（目指すべき色彩）	基本色（順守すべき色彩）
景観形成重点地区	・屋根や外壁の色彩を具体的に指定※1し、地域内の調和や統一を目指す	・指定推奨色以外を使用しようとする場合、「縄文遺跡群」の他都市と同程度の「推奨色の範囲」※2による運用を図る ・純色は原則使用しない
重点地区の視点場からの眺望範囲	・世界遺産登録を目指す他都市と同程度の「推奨色の範囲」※2による運用を目指す	・秋田県が定める「届出行為景観保全基準色彩ガイドライン」※3による運用を図る
その他の景観計画区域	—	・秋田県が定める「届出行為景観保全基準色彩ガイドライン」※3による運用を図る

※1：伊勢堂岱遺跡周辺や根子集落では、屋根や外壁に天然素材に近い色を用いることとします。指定推奨色の「望ましい色彩例」をP47に示します。

※2：「北海道・北東北の縄文遺跡群」の他都市の事例を参考にした「推奨色の範囲」の概要をP48～49に示します。

※3：秋田県の「届出行為景観保全基準色彩ガイドライン」の概要をP50～51に示します。

*屋根に用いる銅板（無加工・無着色）や外壁の漆喰（白）等については、比較的短期間で周囲と調和する色になると考えられるため、施工時に色彩が制限範囲外であっても使用できるものとします。

(参考) 景観形成重点地区での指定推奨色

「景観形成重点地区（伊勢堂岱遺跡周辺と根子集落）」では、各自治会と協議を行い、木や土、葉などの天然素材に近い色を用いることとし、屋根は「焦げ茶」と「深緑」、外壁は「茶色系（ブラウン、ページユ等）」や「白系（アイボリー）」を指定推奨色とします。

具体的な色彩については、下記のように、マンセル値や（一社）日本塗料工業会標準色見本帳番号を併記した「望ましい色彩例」を示し、円滑な管理・運用を図るものとします。

■屋根－制限範囲内の色彩例

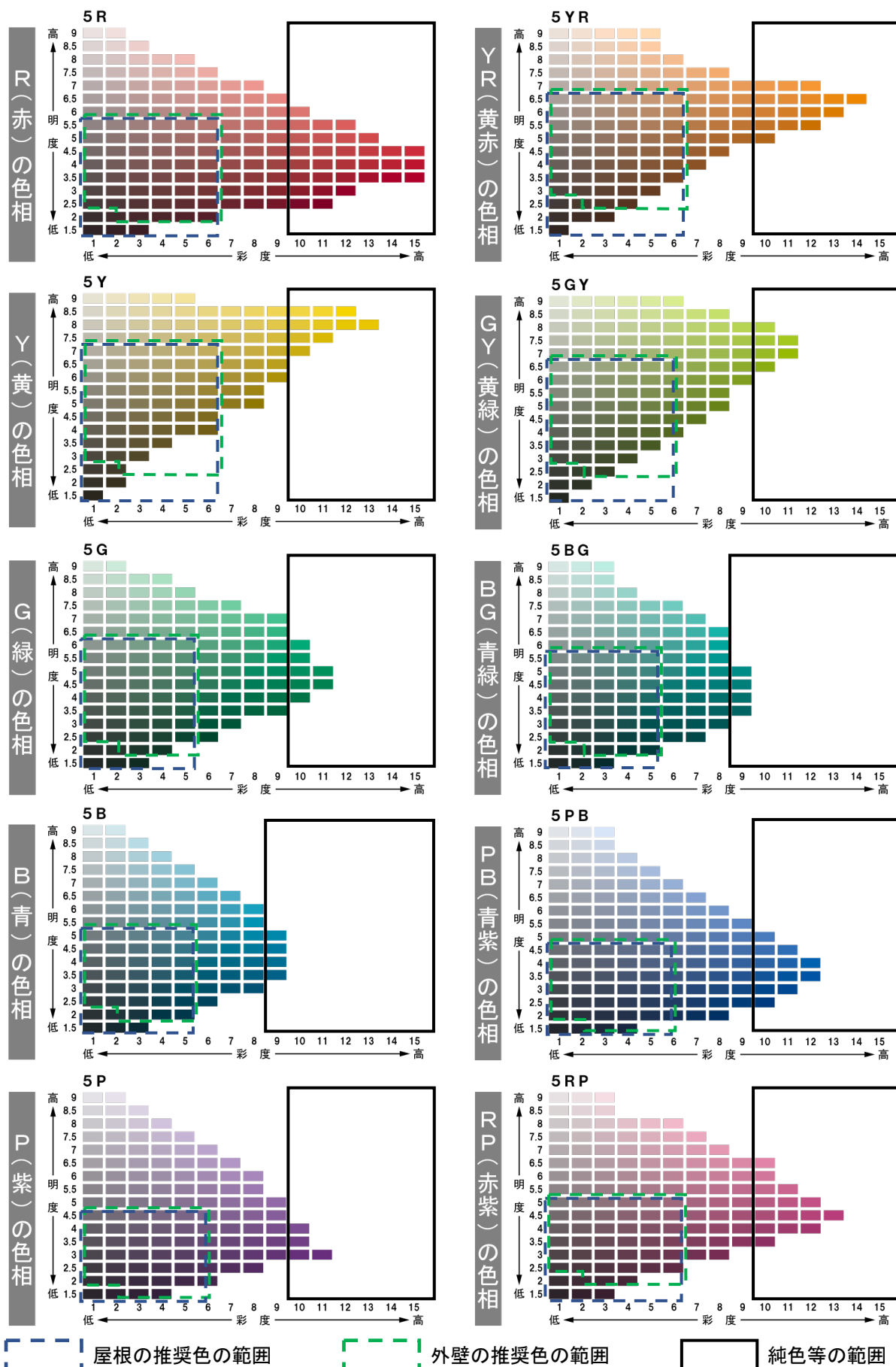
 10R3/2 09-30D	 5YR3/2 15-30D	 5YR3/3 15-30F	 5YR4/2 15-40D
 10YR3/2 19-30D	 10YR4/2 19-40D	 2.5Y3/2 22-30D	 2.5Y4/2 22-40D
 5GY3/2 35-30D	 5G3/6 45-30L	 10G3/6 49-30L	 5BG2/4 55-20H

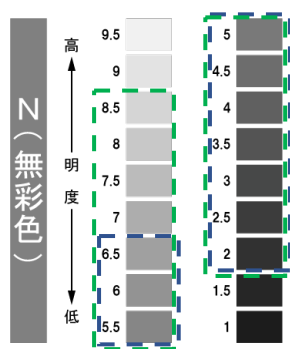
■外壁－制限範囲内の色彩例

 5YR6/2 15-60D	 5YR6/3 15-60F	 7.5YR5/3 17-50F	 7.5YR6/2 17-60D
 7.5YR6/4 17-60H	 10YR5/2 19-50D	 10YR5/4 19-50H	 10YR6/1 19-60B
 10YR6/1.5 19-60C	 10YR6/3 19-60F	 10YR6/4 19-60H	 2.5Y5/2 22-50D
 2.5Y5/3 22-50F	 2.5Y6/1.5 22-60C	 2.5Y6/2 22-60D	 2.5Y7/2 22-70D
 2.5Y7/4 22-70H	 5Y5/2 25-50D	 5Y7/1.5 25-70C	 N8.5 N-85

* 表中の数値は、上段がマンセル値（色相・明度／彩度）、下段が（一社）日本塗料工業会標準色見本帳番号です。標準色見本は2年ごとに発行され、廃止色や新色が入れ替わります。

(参考)景観形成重点地区での基本色及び重点地区の視点場からの眺望範囲での指定推奨色





 屋根の推奨色の範囲
 純色等の範囲

 外壁の推奨色の範囲

色 相	外 壁		屋 根	
	明 度	彩 度	明 度	彩 度
R (赤) 系	2.5以上6.0未満	6.0以下	6.0未満	6.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え6.0以下		
Y R (黄赤) 系	3.0以上7.0未満	6.0以下	7.0未満	6.0以下
	2.5以上3.0未満	1.5を超え6.0以下		
Y (黄) 系	3.0以上7.5未満	6.0以下	7.5未満	6.0以下
	2.5以上3.0未満	1.5を超え6.0以下		
G Y (黄緑) 系	3.0以上7.0未満	5.5以下	7.0未満	5.5以下
	2.5以上3.0未満	1.5を超え5.5以下		
G (緑) 系	2.5以上6.5未満	5.0以下	6.5未満	5.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え5.0以下		
B G (青緑) 系	2.5以上6.0未満	5.0以下	6.0未満	5.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え5.0以下		
B (青) 系	2.5以上5.5未満	5.0以下	5.5未満	5.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え5.0以下		
P B (青紫) 系	2.0以上5.0未満	5.5以下	5.0未満	5.5以下
	1.5以上2.0未満	1.5を超え5.5以下		
P (紫) 系	2.0以上5.0未満	5.5以下	5.0未満	5.5以下
	1.5以上2.0未満	1.5を超え5.5以下		
R P (赤紫) 系	2.5以上5.5未満	6.0以下	5.5未満	6.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え6.0以下		
N (無彩色)	2.0以上9.0未満	—	2.0以上7.0未満	—

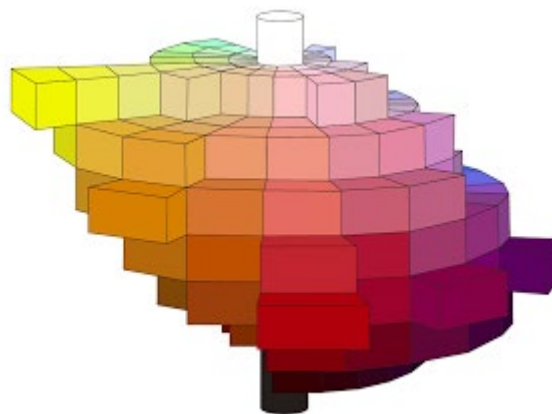
参考：一戸町景観計画をもとに秋田県の色相基準を加味して作成

■秋田県の景観を守る条例

～届出行為景観保全基準色彩ガイドラインの解説～

秋田県では、豊かな自然に恵まれた景観を大切に、かけがえのない財産として構成に引き継いでいくため、平成5年4月に「秋田県の景観を守る条例」を施行しました。これにより、国道・県道・鉄道から200m以内の地域（沿道沿線地域）において、一定規模以上の行為を行う場合には、県に届出が必要になりました。

届出対象行為のうち、特に建築物と工作物について、景観に与える影響が大きい「色彩」についての基準として「届出行為景観基準色彩ガイドライン」を定め、この基準に沿って景観保全を図ることにしています。



右図:ガイドライン表紙の色立体

- 「けばけばしい色彩」とせず、「落ち着いた色彩」を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。
- 色彩を組み合わせる場合は、使用する色相相互の調和を図るとともに、「アクセント色」の使用量に十分配慮すること。
- 建築設備の色彩は、建築物本体や周辺景観との調和を図ったものとする。
- 垣、さく等は、周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに、建築物本体と調和のとれた色彩とすること。

言葉で「けばけばしい色彩」などといっても、その判断基準は人によって様々です。そうしたことから色彩の基準の適用に当たり、周辺景観との調和を図るための配慮すべき事項を次の通り決めました。

項目	配慮事項
けばけばしい色彩	彩度は6（樹木の緑）以下とする。
落ち着いた色彩	明度は周辺景観に与える影響を配慮する。
色彩の組み合わせ	それぞれの色彩の色調（トーン）をそろえる。
アクセント色	彩度6を超える場合は屋根及び壁面の面積の10%以内とする。

○なぜ彩度6以下なのか

建築物等の色彩を考える場合、一般的には、周辺の彩度より低くすることによって調和が得られやすいと考えられています。したがって自然景観との調和を考える場合は、自然物の彩度が概ね6程度以下であることから、建築物等の色彩はそれ以下とすると調和が得られやすいのです。

<樹木の緑>

光を通してみるためか、より鮮やかに見えますが、実際の葉の色の彩度は6程度であり、四季の移り変わりによる変化を考えても、彩度は3から6の範囲を繰り返します。

<晴天の空>

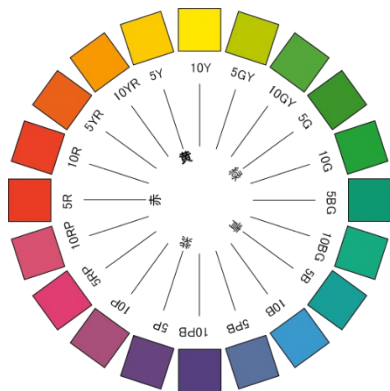
現実の色よりもずっと青く記憶されがちですが、実際にはよく晴れた日で彩度が3から4であり、少し曇り空になるとほとんど彩度はなくなります。

○アクセント色とは

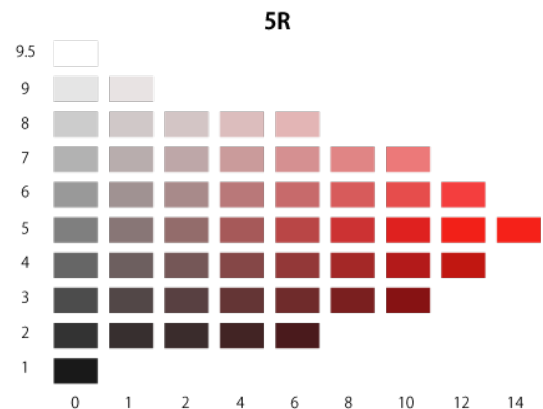
色彩には、面積が大きくなると実際の色よりも明度、彩度が高く見えるという特徴があります。彩度の高い派手な色を使用する際は、使用する面積をできるだけ小さくし、アクセントとして使用することで、全体的にバランスのとれた良好な景観を保つことになります。

○周辺景観との調和

それぞれの地域には「基調色」が存在し、一般的には、この基調を尊重すべきであり、その基準は建築の一般色が示していると考えられています。この基調と色調の違う色彩を使用する場合や、目立つ色彩を使用する場合等には、その地域の景観を招くことがあるので、周辺建築物との色差を少なくすることが望まれます。



マンセル 20 色相関(色立体を真上から見た色の並び)



色相 5Rでの明度・彩度表(色立体を 5Rで切る)

8. 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

本市の景観づくりにあたり、周辺景観を形成している景観資源、地域のシンボルとなる景観資源、周辺住民に親しまれている景観資源等、重要な景観資源を維持・保全・継承するため、「景観重要建造物」や「景観重要樹木」を指定します。

これらの指定にあたっては、形状変更の制限、所有者等の適切な管理義務等が生じます。事前に所有者や管理者等と十分な協議を行い、景観審議会の意見を聞いたうえで、保全、管理、活用に関する事項について定めます。

(1) 景観重要建造物（景観法第19条）

道路及び公共の場所から容易に確認することができ、次のいずれかに該当する建造物のうち、良好な景観づくりに重要と認められるものについて所有者と協議し、景観重要建造物に指定します。

<指定が想定される建造物の例示>

- ・地域の歴史・文化を継承する象徴的な建造物
- ・歴史的な様式や技法を有する建造物
- ・地域における生活や生業から形成された地域固有の建造物
- ・地域のシンボルとして親しまれている建造物
- ・景観づくりに先導的な特徴のある建造物

＊ただし、文化財保護法により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定された建造物を除きます。



伊勢堂岱遺跡敷地内から移築され、「伊勢堂岱」という地名の由来になったと言い伝えられる「小ケ田神明社」

(2) 景観重要樹木（景観法第28条）

道路及び公共の場所から容易に確認することができ、次のいずれかに該当する樹木のうち、良好な景観づくりに重要と認められるものについて所有者と協議し、景観重要樹木に指定します。

<指定が想定される樹木の例示>

- ・特徴的な樹容の樹木
- ・地域のシンボルとして親しまれている樹木
- ・歴史的・文化的意義のある樹木

＊ただし、文化財保護法により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定された樹木を除きます。

9. 屋外広告物について

屋外広告物は、商業地域や観光ルート等において必要不可欠なものです。高さや面積が大きいもの、色彩が派手なもの、雑然と掲示されているもの、景観上重要な場所に乱立するものなどは、地域の良好な景観を阻害するものになります。

本市では、秋田県屋外広告物条例に基づく規制・誘導を行っており、引き続き、これを基本としていきます。以下に県条例の概要を示します。

ただし、県条例だけでは景観保全に対応できない課題が見られた場合には、改めて市の基準を設けることを検討することとします。

■屋外広告物制度の概要

○屋外広告物の定義

屋外広告物に該当する要件は、次の4つ。商業広告だけでなく、国や地方公共団体等が表示する営利目的でない広告物もこの要件のすべてを満たしていれば、屋外広告物の対象となります。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。
- ② 屋外で表示されるものであること。
- ③ 公衆に対して表示されるものであること。
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

○禁止広告物

表示してはならない広告物等を定め、美観上・安全上問題のある広告物の表示を禁止します。

- ① 著しく汚染、たい色、塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損、老朽化したもの
- ③ 倒壊、落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機又は道路標識等に類似するもの（道路交通の安全を阻害）

○禁止地域（例示を一部抜粋）

禁止地域等を定め、原則として、屋外広告物の表示・設置を禁止します。

- ① 住宅地、景観のすぐれた地域、緑地（都市計画法、景観法、都市緑地法）
- ② 文化財、史跡のある地域（文化財保護法、秋田県文化財保護条例）
- ③ 保安林の区域（森林法）
- ④ 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（自然環境保全法）など
- ⑤ 都市公園の区域（都市公園法）
- ⑥ 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- ⑦ 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近で、知事が指定する区域
- ⑧ 道路及び鉄道等のうち、知事が指定する区間

○禁止物件

広告物を表示してはいけない物件（場所）を定め、広告物の氾濫を抑制します。

- ・ 橋りょう、トンネル、高架構造物、街路樹、信号機、道路標識など
- ・ 電柱、街灯柱での簡易な広告物（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等）
- ・ 送電塔、道路の路面

○表示の許可（禁止地域以外の地域（許可が必要））

禁止地域以外の地域において、広告物を表示する場合には許可が必要です。（ただし、次の適応除外に該当する広告物は許可を受けずに提出可能。）

○適用除外

規制対象の広告物であっても、社会生活に最低限必要なものについてはその規制が緩和されます。（但し、禁止広告物に該当するものについては、適用除外の対象にはなりません。）

（１）すべての地域で許可不要で表示できる広告物（禁止物件にも表示可能）

- ① 他の法令の規定により表示される広告物（道路標識、建築確認表示、建築工事現場標識等）
- ② 国又は地方公共団体が自己の管理する土地等に表示する広告物
- ③ 国又は地方公共団体が掲出する広告物（②に該当するものを除く。）で、あらかじめ届出をしたもの（規格等の制限はない。）

（２）すべての地域で許可不要で表示できる広告物（禁止物件には表示できない）（一部抜粋）

- ① 団体等が国又は地方公共団体と一体となっていくる行事等のために表示する広告物
- ② 自家用広告物（自己の住所、事業所、営業所又は作業場に自己の氏名、名称、店名、商標又は自己の事業の内容、自己の営業の内容を表示する広告物）で、規則で定める基準（禁止地域は表示面積 5 m²以内、それ以外の地域は表示面積 10 m²以内等）に適合するもの
- ③ 自己の管理する土地等に管理の必要上表示する広告物で、規則で定める基準（2 m²以内）に適合するもの

○許可制度

広告物が表示される地域又は物件が、禁止地域又は禁止物件でない場合や、禁止の適用除外となる場合であっても、広告物を適正な表示を確保するための制度です。

許可の基準は、条例の目的である、良好な景観の形成、風致の維持と公衆に対する危害の防止の観点から定められており、許可の基準に合致していれば、必ず許可されます。但し、条例の目的を達成するため、許可にあたって条件を付す場合があります。

10. 景観重要公共施設に関する事項（景観法第47条）

道路、河川、都市公園等の公共施設は、地域の景観を構成する主要な要素の一つです。景観法では、周辺の建築物等と一体となって良好な景観を形成する等、景観形成上重要な公共施設を「景観重要公共施設」に位置づけ、その整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めることができるとされています。

良好な景観づくりに向けては、行政が先導的な役割を果たす必要があります。今後、地域の景観づくりに先導的な役割を果たすなど、景観形成上特に重要な公共施設（道路、河川、公園等）については、それぞれの管理者と協議を進め、景観重要公共施設として、同意が得られたものを景観計画に位置づけていきます。

（1）景観重要公共施設の指定の方針

本市では、良好な景観づくりに重要と認められる公共施設（道路、河川、公園等）を、景観重要公共施設に指定します。

景観重要公共施設は、当該公共施設の管理者と協議し、同意を得た上で指定します。

（2）景観重要公共施設の整備に関する考え方

景観重要公共施設の整備にあたっては、計画・事業実施、維持管理の各段階において景観への配慮が求められます。

景観重要公共施設の整備についても、第3章第4節「良好な景観づくりに関する方針」、同第6節「景観形成基準」等に適合するよう、形態、意匠、色彩、緑化等に配慮します。また、補修及び改修の際は、良好なデザインを維持するとともに、景観阻害要素の除却又は改善を図ります。

1 1. 景観農業振興地域整備計画に関する事項（景観法第 55 条）

（1）景観農業振興地域整備計画の概要

本市は、都市計画法の用途地域及び農用地などとして利用することが適当でない森林地帯を除いた地域を農業振興地域に指定して、計画的な農業振興を目的とした農業振興地域整備計画を定め、この計画に基づいた営農環境の推進を図っています。

一方、耕作放棄地の増加、過疎化や高齢化などの要因による地域環境の管理に支障が生じてきており、田園景観や里山景観などの保全に課題も見られます。

景観農業振興地域整備計画は、このような課題に対応するため、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために策定するもので、対象となる区域内において、地域の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方や、農用地・農業施設の整備・保全の方向性などを定めることができます。

（2）景観農業振興地域整備計画に関する考え方

本市では、良好な田園景観の保全や耕作放棄地の対応、田園景観と調和した農業施設の整備の推進等に向けて、必要に応じて景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

1 2. 自然公園法の特例に関する事項（景観法第 60 条）

（1）自然公園法の概要

自然公園とは、国が指定する国立公園・国定公園、県が指定する県立自然公園等が含まれ、いずれも自然環境の保護と適正な利用が推進されています。

自然公園内には、自然環境や利用状況等を考慮して特別地域、普通地域などの地区区分が設けられており、公園内で行うことができる行為を規制することで、自然景観の保護を図ります。特に、特別地域では、工作物の新築・改築、樹木の伐採、広告の掲示、施設の塗装色彩の変更を行うためには、許可が必要となります。

（2）自然公園法の特例に関する考え方

本市には森吉山県立自然公園や、伊勢堂岱遺跡の眺望の対象となる大館市の田代岳県立自然公園において特別地域が指定されていることから、既往の規定に則り、引き続き適切な運用を図ります。

第4章 景観形成重点地区

北秋田市景観計画では、地域特有の景観を有する地区や、地域住民等により地域の文化や伝統行事等を保全・伝承に努める地区などを、特に良好な景観づくりを図る「景観形成重点地区」に位置づけるものとし、次の2つの地区を指定します。

重点地区Ⅰ：伊勢堂岱遺跡地区

伊勢堂岱遺跡は、縄文時代後期前葉（約4,000年前）の環状列石を中心とした大規模な祭祀遺跡で、遺存状態が良く、特に環状列石が隣接して4つも発見されていることは他に例がないなど、縄文時代の世界観を解き明かす上で、貴重な遺跡です。

また、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する遺跡の一つであることから、縄文遺跡群全体の包括的保存管理計画との整合が求められました。

本地区は、平成27年12月に「伊勢堂岱遺跡景観計画」を策定し、資産（プロパティ）の保全や適切な管理、史跡周辺の緩衝地帯（バッファゾーン）での届出制度による景観保全を進めてきましたが、さらに国（文化庁）から、縄文遺跡群構成自治体間における統一的な基準に基づく保存管理計画及び景観計画の策定を求められたことから、届出対象行為の内容の見直しを行います。

重点地区Ⅱ：根子集落地区

根子集落地区は、源平の末裔が移り住み、開拓された地と伝えられています。本地区は、中心部を流れる根子川に沿ってすり鉢状に形成され、地域の中心部に住まいが、その周辺の高い位置に水田が広がる独特の景観が広がります。根子トンネル西側出入口から、眼前に望むことができ、その景観はまるで隠れ里ようです。

本地区では、平成20年度に秋田県が事業主体である「農山村活力向上モデル事業」を実施し、住宅の屋根を統一した色調に塗装しました。本計画ではこのような修景を今後も継続できるよう方針を示すとともに、急峻な山間と一体となった景観の保全や、視点場からの眺望の確保などを目指します。

1. 伊勢堂岱遺跡地区

(1) 景観形成重点地区の区域

伊勢堂岱遺跡地区では、史跡（赤線）周辺を景観形成重点区域（青線）として設定します。
また、史跡視点場から北側への眺望範囲を「視点場からの眺望（橙線）」として位置づけま
す。

視点場からの眺望

史跡の視点場から、北側の眺望を確保する範囲。

※範囲はP71「眺望範囲の検討」を参照。

里山的景観が広がる緩斜面

緩やかな斜面に、太陽光発電施設の設置や開発行為等の抑制により、眺望の保全を要するエリア。

都市計画区域

国指定史跡範囲

：資産（プロパティ）
顕著な普遍的価値の物証になる遺構及び遺物が分布し、文化財保護法等により保護・保存されている範囲。

史跡視点場

景観形成重点区域：緩衝地帯（バッファゾーン）

- ・「史跡保存地区の緩衝地帯であり、かつ遺跡と一体をなす景観としての保存が図られるべき地区」として指定する。
- ・史跡を保護するために指定範囲の中心とし、隣接する台地や低地とを境界として設定する。

－ 凡例 －

- 都市計画区域
- 重点地区①（伊勢堂岱遺跡）
- 国指定史跡範囲
- 用途地域
- 都市公園・緑地

(2) 地域の概況

1) 遺跡の概要

伊勢堂岱遺跡は、縄文時代後期前葉（約4,000年前）の環状列石を中心とした大規模な祭祀遺跡で、特に環状列石が隣接して4つも発見されていることは他に例がなく、縄文時代の世界観を解き明かす上で貴重な事例です。

本史跡は、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する遺跡で、史跡内は文化財保護法により適正かつ厳重な保存措置が講じられています。



伊勢堂岱遺跡を南側より望む

2) 周辺環境

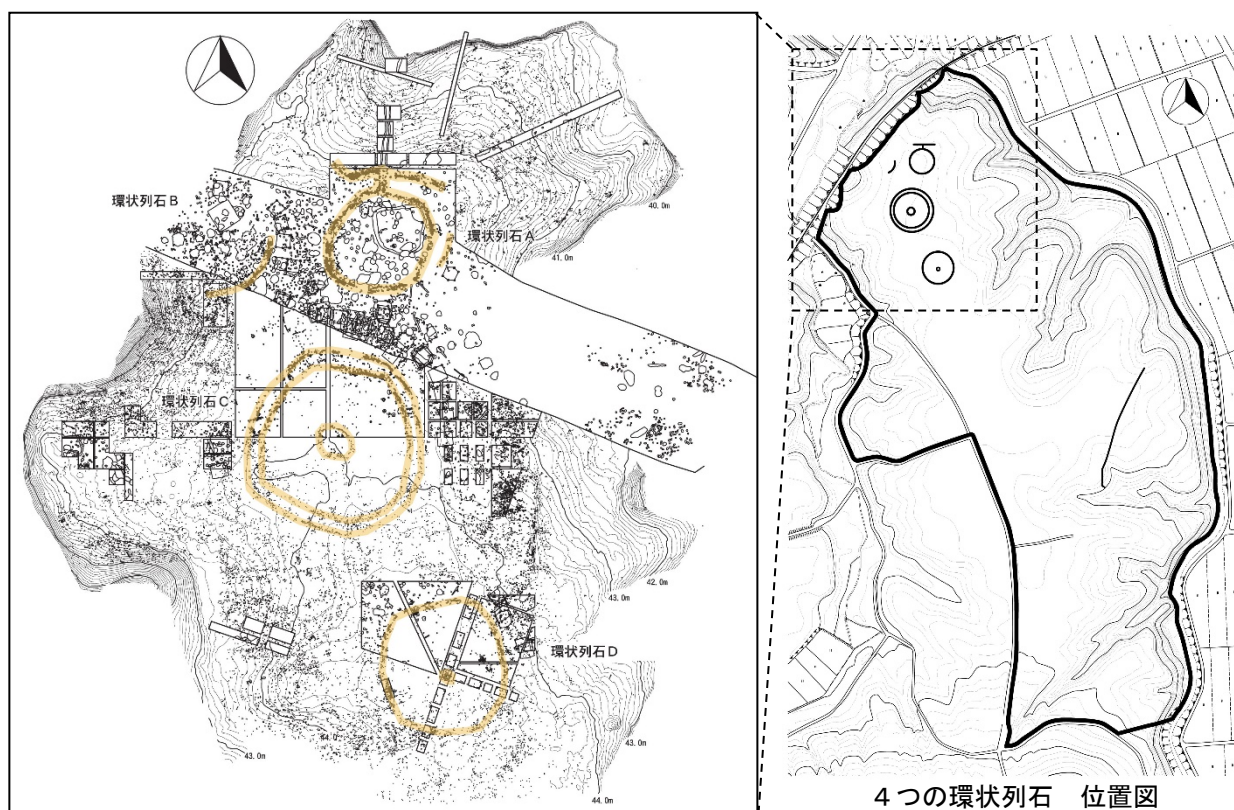
本史跡は、本市北部の鷹巣盆地に存在し、米代川の支流である旧小猿部川と、阿仁川の浸食により形成された、標高40-45mの舌状台地に立地します。また、秋田内陸線縄文小ケ田駅から南に約150mの地点に立地します。台地の東縁には湯車川が流れ、その東部には水田地帯が、さらにその周りには小ケ田集落が広がっています。なお、舌状台地と水田面には約18mの高低差があります。

鷹巣盆地の周囲には山地が連なり、本史跡からそれらを望むことができます。史跡から北側には世界自然遺産白神山地や田代岳が見られます。また、北北西方向には残雪が馬の形に見える田植えの季節とされてきた藤里駒ヶ岳（標高1,158m）を望むことができます。

3) 史跡の経緯

本史跡の発見から環境整備に至るまでの経緯は、次のとおりです。

年月	主な動向
平成 4 年度	大館能代空港（平成 10 年 7 月開港）建設に関わる整備事業として、県道木戸石鷹巣線が空港と国道を結ぶアクセス道路の改良整備に伴う路線内の遺跡分布調査で、伊勢堂岱遺跡の存在が確認される。
平成 6～ 7 年度	- 路線部内における範囲確認調査（第 1 次～2 次調査）の実施。 - 第 2 次調査において、長径約 32m の環状列石 A と、確認長 15m の弧状をなす環状列石 B を確認。
平成 8 年度	- 第 3 次調査において、環状列石 A の南側の精査の結果、前年度に発見されていた柱穴群が環状列石 A とは逆方向に展開する掘立柱建物群であることが判明し、調査区南側にもう一つの環状列石の可能性が強まる。 - ハンドボーリング探査を実施後、長径約 45m の環状列石 C の存在を確認。 - 当初は記録保存を目的とした発掘調査のため、調査終了後に環状列石 A を空港に隣接するポケットパークへ移築することが計画されたが、3 つの環状列石の発見により、遺跡の重要性を地域住民や県民が理解し、遺跡保存の声が高まる。 11 月に道路建設ルートの迂回と遺跡の現地保存を決定。
平成 9～ 12 年度	- 鷹巣町教育委員会（当時）が学術調査（遺跡範囲確認調査及び内容確認調査）を継続実施。 - 遺跡が約 20 万㎡に広がっていることがわかり、環状列石 C の南側に長径約 36m の環状列石 D を発見した。 - これらのことから、遺跡が縄文時代後期前葉に属する 4 つの環状列石を中心に、配石遺構、掘立柱建物跡、土坑群、捨て場等で構成される大規模な祭祀の場であることが判明。
平成 13 年度	- 遺跡範囲約 20 万㎡のうち、約 16 万㎡が国の史跡に指定。 - 指定理由は、「秋田県北部に所在する縄文時代後期の遺跡。東北地方北部から北海道に発達した環状列石とそれを巡る掘立柱建物跡群、墓で特徴づけられる。15ha 余りの広大な台地を平坦に削平したり、溝で区画する等の大規模な土木工事を行ったりして、3 ヶ所以上もの環状列石などを設置しており典型的な集団祭祀を示すものとして貴重である」こと。 - 史跡の内容解明のため基礎データ収集を目的とした第 I 期内容確認調査を実施。
平成 19 年度	「国指定史跡伊勢堂岱遺跡整備計画」の策定。
平成 20 年度	第 II 期内容確認調査を実施。台地東部も対象として調査範囲を拡大し、100 m を超える溝状遺構を発見した。
平成 22 年度	- これまでの発掘調査を総括した「史跡伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書」を刊行。 - 平成 22 年度に策定した「北秋田市歴史文化基本構想」で、「史跡保存地区（国指定史跡範囲）」「景観保存地区」「教育・交流地区」「景観重点保存地区」等を位置づけ、これを参考に緩衝地帯を設定した。
平成 23～ 29 年度	平成 23～29 年の 7 ヶ年で見学環境整備を実施し、史跡内の環状列石保存公開を始め、ガイダンス・駐車場整備含めた総合的な整備を実施した。平成 28 年 4 月に伊勢堂岱縄文館開館



4) 資産（プロパティ）及び緩衝地帯（バッファゾーン）の考え方

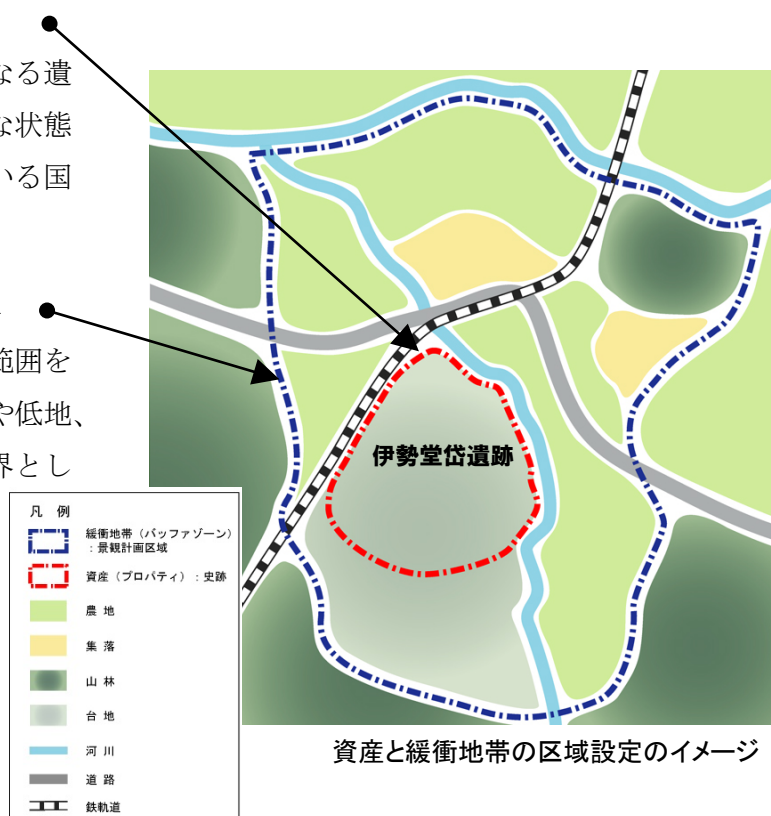
世界遺産登録において資産（プロパティ）を適切に保護するために、「世界遺産条約履行のための作業指針」に基づき、緩衝地帯（バッファゾーン）の設定が必要となります。資産は文化財保護法第125条に基づき保護し、緩衝地帯は資産からみた景観条例等の条例で保護しています。

<資産（プロパティ）>

- ・顕著な普遍的価値の物証になる遺構及び遺物が分布し、良好な状態で適切に保護・保存されている国指定範囲を指します。

<緩衝地帯（バッファゾーン）>

- ・資産を保護するために指定範囲を中心として、隣接する台地や低地、河川、道路、鉄軌道等を境界として設定します。
- ・景観計画では、この区域を景観重点地区とします。



5) 資産の保存管理の方向性

本史跡は、平成 19 年に策定した「国指定伊勢堂岱遺跡整備基本計画」に基づき、4 つの環状列石を中心とした見学環境整備を進めました。基本計画では指定地外部分も含めた台地全体の整備方針を示しており、「環状列石ゾーン」「調査ゾーン」「体験広場ゾーン」「斜面緑地ゾーン」などに分類し、整備を進めるものとなりました。

6) 資産の維持・管理

資産を適切に保存管理するための方向性として、顕著な普遍的価値や、それに密接に関わる諸要素を抽出し、保護することが求められています。

<顕著な普遍的価値を構成する諸要素>

○記念物

- ・環状列石は、縄文文化の遺構で数少ない地上に残された遺構。
- ・環状列石が 4 つも発見されている事例は、他に例がない。

○遺跡・遺構

- ・掘立柱建物跡、土坑などが発見されている。
- ・全長 100m を超える溝状遺構。

<顕著な普遍的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素>

- ・森林
- ・周辺の山並み

<具体的な施策>

- ・考古学的遺跡を構成する自然地形、人為的地形、地下に埋蔵される遺構・遺物などについて、厳密な保護を図ります。活用を行う場合、必要な範囲内において発掘調査等の学術調査を実施し、その成果を十分踏まえた内容とします。
- ・環状列石を構成する礫は、状態を適切に把握するためのモニタリングを実施し、劣化・破損等が認められた場合は適切な措置を施します。
- ・植栽等は構成資産の良好な景観を形成するように、適切に修景します。

7) 緩衝地帯の維持・管理

<現状>

緩衝地帯は、史跡より北側に広がっている宅地と周辺の水田や山林で構成されています。資産に隣接する北側には、秋田県が事業主体となり、鷹巣西道路（日沿道の一部）を建設しました。道路は史跡から視認できないように、道路を半地下方式にするなど、資産の景観を阻害しない構造を採用しました。

既に整備したガイダンス施設や駐車場等の整備についても、本史跡からの景観に配慮し、

基本設計で想定していた地点から変更し、景観に与える影響を軽減させました。

＜保存管理の方向性＞

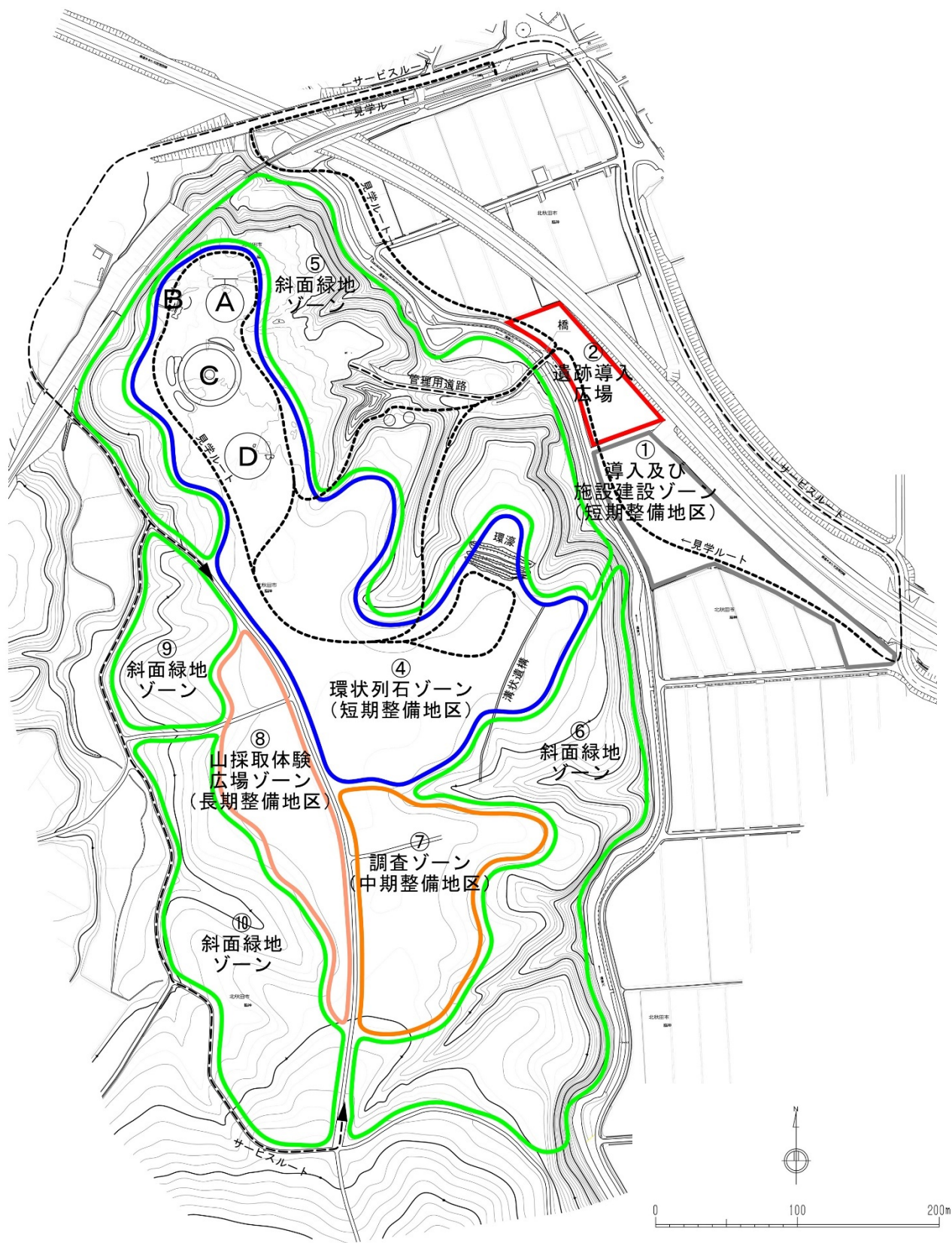
緩衝地帯では、景観保全と周辺住民の生活との調和を図っていく必要があり、住民の理解を得るためには、今後も定期的な情報交換を行い、相互の理解を深めることが必要です。

また、文化財保護法をはじめ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法などの法令による規制があることから、関係部局と連携しながら保護しています。

＜具体的な施策＞

- ・緩衝地帯の保護はこれまでも「伊勢堂岱遺跡景観計画」や関連する条例で、資産と一体となった保存管理を行っており、引き続き、よりよい景観形成を図ります。
- ・最も重点的に保護する範囲としては、本史跡より北側が優先され、環状列石周辺に立って見える史跡からの視点場として、遠方の山並みを望む際にその眺望が阻害されないように、開発との調整を図ります。

■整備及び維持・保全に向けて



史跡内ゾーニング図



8) 景観資源と景観阻害要因

史跡周辺の景観づくりに関連する景観特性を抽出します。

凡例 **赤文字**：継承したい視点、**青文字**：規制や誘導を要する視点

勾配屋根が特徴的な集落

小ケ田集落の建物景観の特徴として、青色による勾配屋根が挙げられる。

鷹巣西道路の整備や、建築物・工作物の建設等による、土地の形質変更を伴う開発

秋田内陸線の運行

地域住民や観光客が利用する内陸線駅が立地。

野立ちの自動販売機の存在

景観形成・保全に向けた配慮が求められる自動販売機。

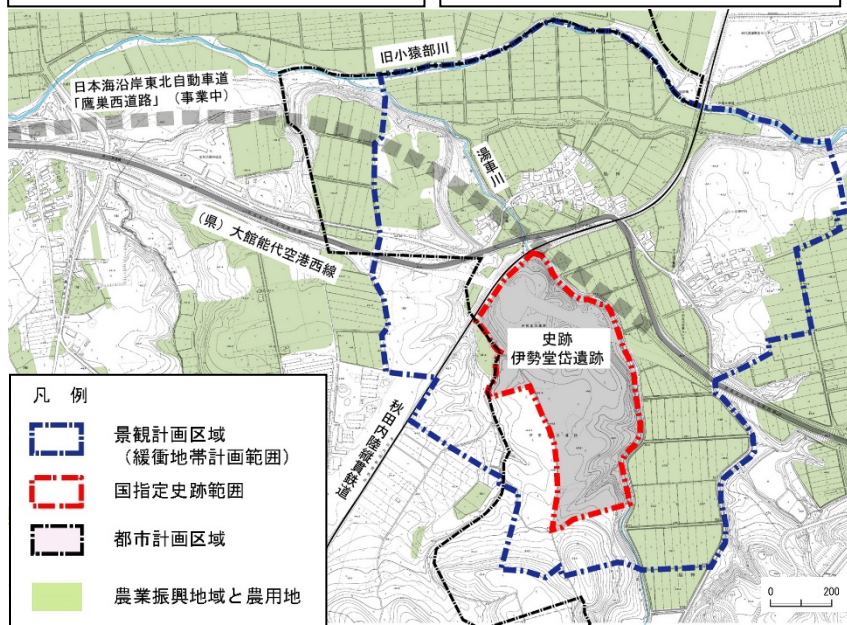
小ケ田集落等での居住・営農環境

居住・営農環境が維持されている小ケ田集落。



伊勢堂岱遺跡からの眺望

世界自然遺産白神山地や田代岳などが見える景観は重要。



県道大館能代空港線からの眺望

空港方面から遺跡が良く見渡せる。



地域景観を構成する山林・河川

遺跡周辺は、山林や河川が集中している。



カムバック縄文サーモンの取組



史跡内での子どもガイドの活動



県道大館能代空港線「鷹巣西道路」の整備

半地下方式で周辺景観に配慮した構造を採用。

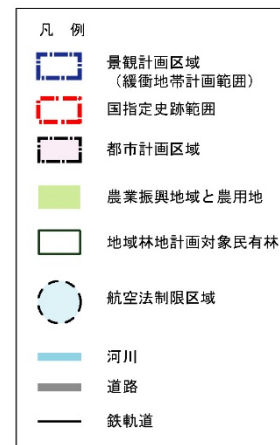


(参考) 史跡周辺における現行の規制

本史跡周辺では、下記の土地利用規制が指定されています。

秋田県屋外広告物条例

*当地区は屋外広告物の禁止地域に指定



河川法 (河川区域)

- ・土地の占有の許可、土石等の採取の許可、工作物の新築等の許可、土地の掘削等の許可

農業振興地域の整備に関する法律

- ・農用地区域内における開発行為の制限
- ・農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告等

秋田県の景観を守る条例

文化財保護法 (周知の埋蔵文化財包蔵地)

- ・土木工事等のための発掘に関する届出

都市計画法 (用途白地地域)

- ・開発行為の許可
(開発区域の面積 3,000 m²以上)

森林法

(地域森林計画
対象民有林等)

- ・開発行為の許可、伐採及び伐採後の造林の許可
- ・森林又は森林委接近している原野、山岳後背地等での、火入れの許可

道路法 (道路区域)

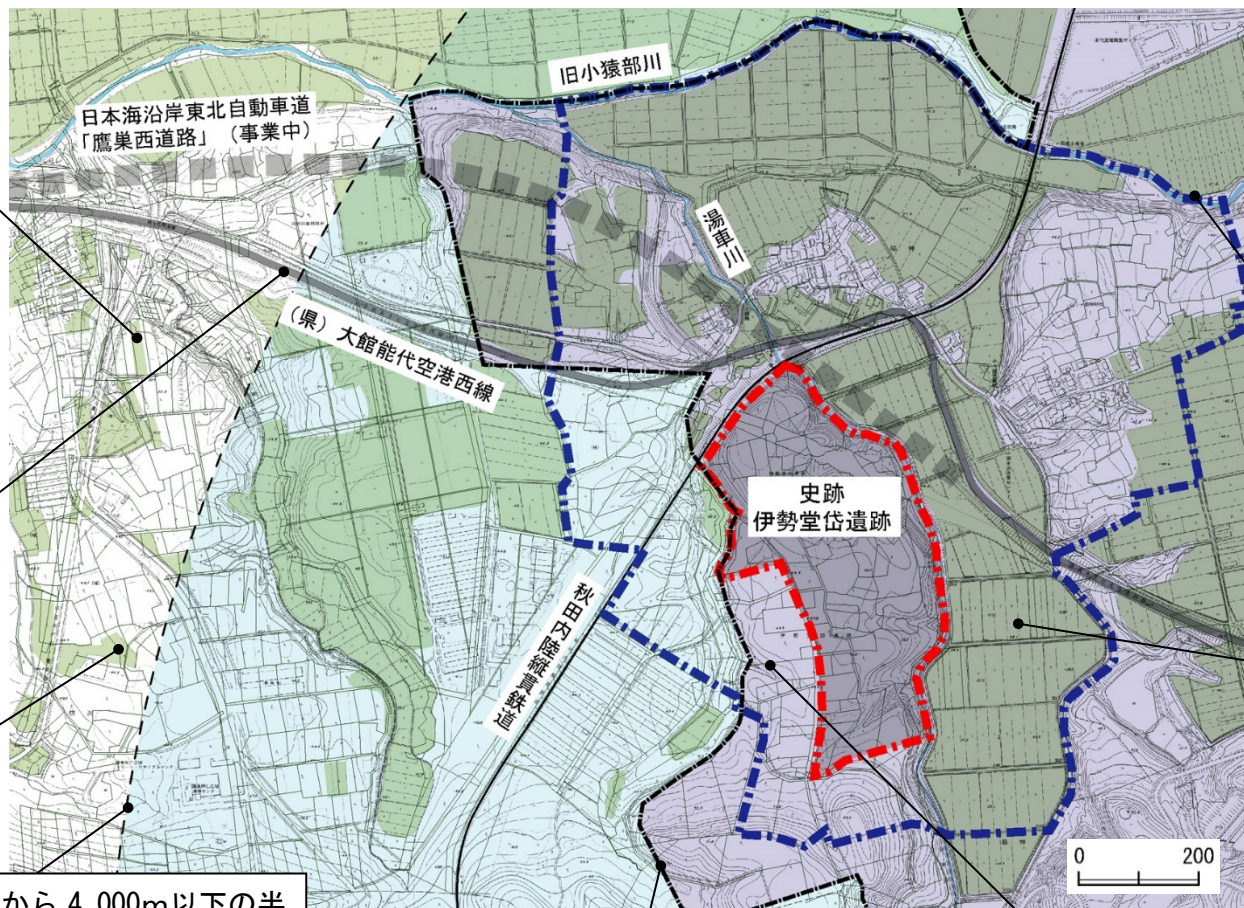
- ・道路管理者以外の者の行う工事の承認、道路の占用の許可、罰則

農地法 (農地)

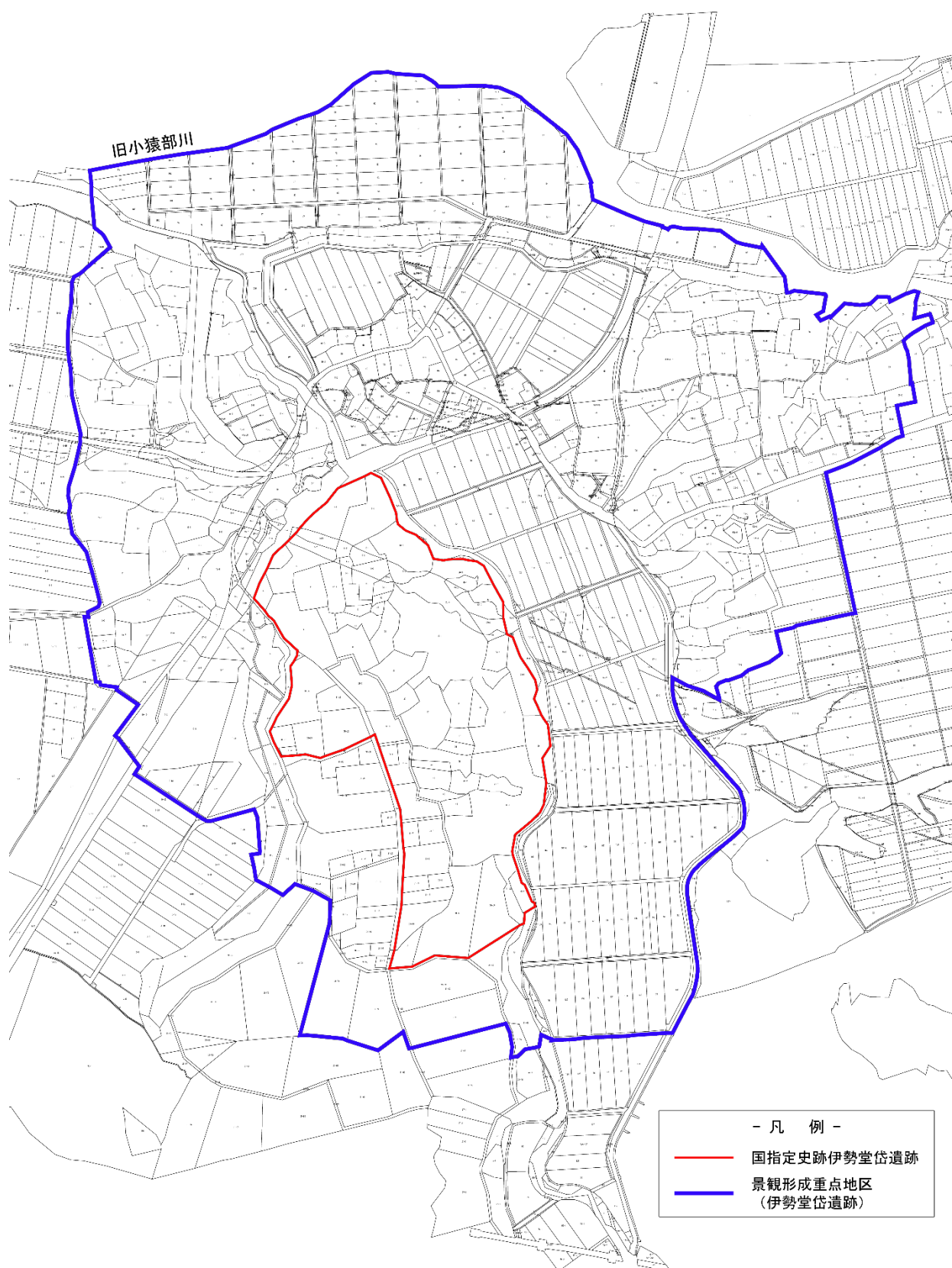
- ・農地等の権利移動の制限、農地転用の制限、農地転用のための権利移動の制限

航空法 (飛行場標点から 4,000m以下の半径の円の内部)

- ・制限表面より上に出る高さの建造物の設置等の禁止 (水平表面 (高さ): 飛行場の標点の垂直上方 45m)



■史跡および景観形成重点地区



(3) 地区の景観特性と課題の整理

本史跡周辺の景観資源と景観阻害要因の把握から、本景観計画で重視する景観特性と課題を次のように整理します。

<歴史・文化の風景>

本史跡は、縄文時代後期前葉の環状列石を中心とした大規模な祭祀遺跡で、環状列石が隣接して4つも発見されていることは、縄文時代の世界観を解き明かす上で大変貴重です。「史跡伊勢堂岱遺跡保存管理計画」等の運用により、史跡やその景観の保全・継承しています。



伊勢堂岱遺跡の遺構

<自然・眺望の風景>

本史跡周辺は、舌状台地に連続する山林や原風景をなす田園風景が特徴的です。また、史跡から白神山地や田代岳等への眺望は重要な景観として、山々の眺望を阻害しないような規制が求められます。



保全・継承を目指す伊勢堂岱遺跡

<水辺の風景>

本史跡は、台地の東縁を流れる湯車川や、北側を東西に流れる旧小猿部川と米代川が、古からの営みを支えており、環状列石には、これらの川原石が用いられています。湯車川ではサケの遡上を復活させる取り組みも行われていて、史跡と水辺の風景との関係が重視されています。



カムバック縄文サーモンの取組み

<沿道・沿線の風景>

本史跡周辺には、大館能代空港が位置し、そのアクセス道路や日本海沿岸東北自動車道路の一部を担う「鷹巣西道路」が供用されています。

また、史跡隣接地を走る秋田内陸線については、今後も史跡に影響のないよう、景観を維持することが求められます。



日沿道のルート

<建築物・工作物による風景>

本史跡周辺には、北と東に小ケ田集落や川口集落が存在し、居住環境や営農環境が維持されてきました。周辺住民の生活に影響を与えないようにして、その営みを継承できるよう、史跡から北側への眺望を阻害しないための建築物・土地利用のルール作りが求められます。



住宅とそれを囲む良好な田園景観

(4) 景観づくりの目標像

本史跡は、本市を代表する景観資源であるとともに、縄文文化を紐解く上で、わが国にとって重要な遺跡です。

史跡は、引き続き、「文化財保護法」や「北秋田市文化財保護条例」、「北秋田市歴史文化基本構想」、「史跡伊勢堂岱保存管理計画」等により、保存・活用に努めます。

一方、史跡周辺は、「伊勢堂岱遺跡景観計画」に基づき、景観づくりを推進してきましたが、「北秋田市景観計画」の策定により、今後も史跡と一体となった景観づくりを、さらに進める必要があります。

住民・事業者・行政が、史跡周辺の景観づくりに向けて共有すべき目標像を、次のように設定して、今後も継続いたします。

「伊勢堂岱遺跡及び史跡と調和する周辺景観の保全・継承を通じて、 地域に“誇り”“豊かさ”“活力”が芽生える景観づくり」

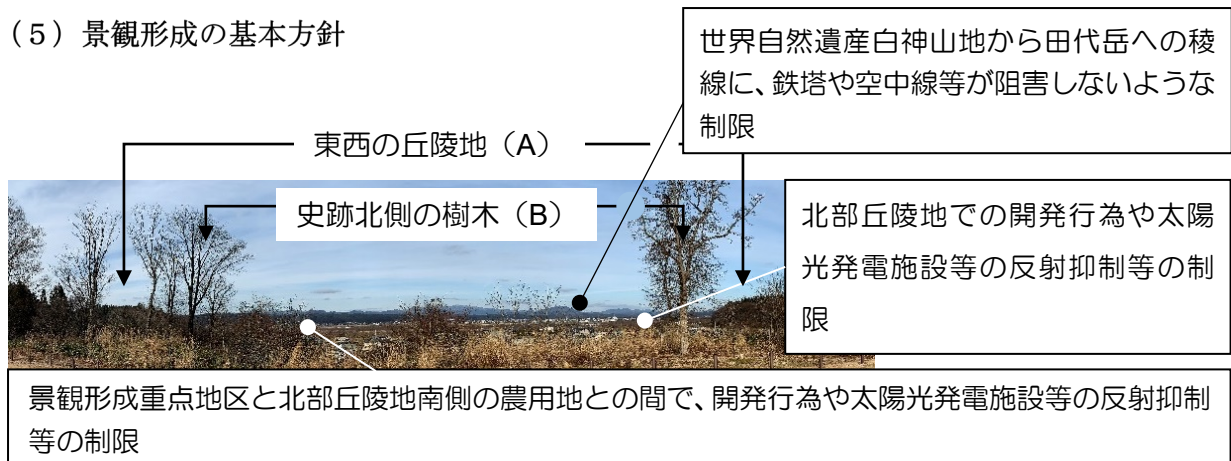
伊勢堂岱遺跡は、縄文文化を解き明かす上で、貴重な遺跡であることから、文化財保護条例等による保全・活用に努めるとともに、史跡と一体的な景観形成が求められる周辺地区については、景観形成重点地区に指定し、適切な保全・継承を目指します。

また、これらの保全・活用を通じて、①誇りや愛着が芽生えること、②四季を感じられる田園の広がり、良好な居住・営農環境を維持する集落景観などによる暮らしの“豊かさ”が感じられること、③自発的に地域の魅力を発信することにより“交流による活力”が創られること、が実現される景観づくりを目指します。

＜特色のある環境や景観が継承される伊勢堂岱遺跡周辺の景観保全と継承＞



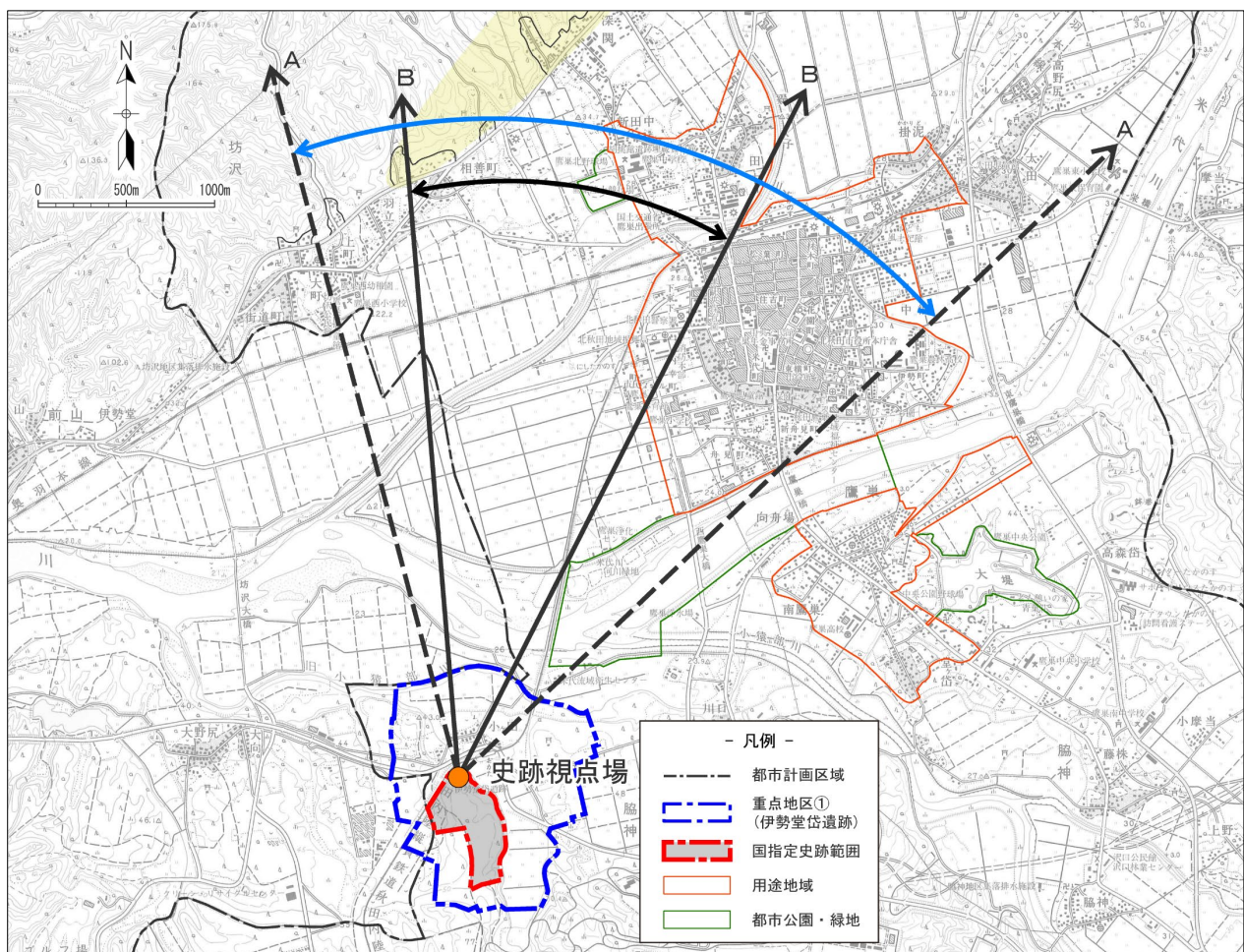
(5) 景観形成の基本方針



- ・住まいや農作業小屋などの屋根の色彩は、「焦げ茶」や「深緑」など、天然素材に近い色とします。
- ・外壁の色彩は、木や土に近い茶色系（ベージュ、ブラウン等）や白（アイボリー）を基調とし、無彩色（グレー、黒）はアクセント色に留め、集落内での調和を図ります。

(参考) 史跡視点場からの眺望範囲の検討

眺望を確保する範囲は、A（史跡に隣接する東西の丘陵地に影響を受けない範囲）とB（史跡北側の樹木に影響を受けない範囲）の2案が考えられますが、運用を鑑み、B案とします。



*眺望の範囲内と用途地域が重なる区域では、原則用途地域の規制を優先します。但し、太陽光発電施設等の設置や稜線への阻害が懸念される場合には、眺望範囲内としての規制にも配慮するものとします。

(6) 届出対象行為に関する事項

景観計画区域内で行われる行為のうち、景観法第 16 条第 1 項の規定による届出又は同条第 5 項後段の規定による通知を行わなければならない行為を、次のように定めます。

なお、伊勢堂岱遺跡景観計画における対象行為を旧とし、新旧対照の形で示します。

行為の種類	制限の対象	新（北秋田市景観計画）	旧（伊勢堂岱遺跡景観計画）
建築物の新築、増築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	建築物の新設又は移転	高さ 13m 又は延べ床面積 10 m ² を超えるもの	高さ 13 m 又は建築面積 1,000 m ² を超えるもの
	増築・改築		
	修繕、模様替え、色彩変更	上記規模に該当し外観の変更に係る部分の面積が 10 m ² を超えるもの ＊屋根や外壁の色彩は、指定推奨色以外を採用する場合、基本色を順守するものとする	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	煙突、排気塔、高架水槽、屋外照明等	高さ 5m を超えるもの	高さ 13m を超えるもの
	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、自動車駐車施設、彫像、記念碑等	高さ 5m 又は築造面積 10 m ² を超えるもの	
	擁壁、さく、塀等	高さ 1.5m を超えるもの	高さ 5m を超えるもの
	電波塔、物見塔、柱類（屋外広告物を除く） 電線路、空中線系（その支持物を含む）	高さ 10m を超えるもの	高さ 20m を超えるもの
	修繕、模様替え、色彩変更	上記規模に該当し外観の変更に係る部分の面積が 10 m ² を超えるもの	—
	自動販売機	高さ 1m	—
	太陽光発電施設	原則、設置は不可とする（家庭用を除く。） ＊ただし、設置検討時、事前相談を要する	—
開発行為	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為		
土地の形質変更	のり面、擁壁、土地の造成等	面積 300 m ² 又はのり面や擁壁の高さ 1.5m を超えるもの	面積 3,000 m ² 又はのり面の高さ 5m を超えるもの
土石の採取又は鉱物の採掘	土石の採取、鉱物の採掘		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	用途廃止された物品	堆積期間が 90 日を超え、面積 50 m ² 又は高さ 1.5m を超えるもの	高さ 5m 又は面積 1,000 m ² を超えるもの
	一般資材等の物品		
水面の埋立て又は干拓		面積 300 m ² 又はのり面や擁壁の高さ 1.5m を超えるもの	—
木竹の伐採		伐採面積 50 m ² 又は木竹の高さ 5 m を超えるもの	面積 1ha を超えるもの

※表中の注釈 —：旧では採用していなかった事項

(1) 景観形成重点地区の区域

視点場からの眺望

視点場から、西側の眺望を確保する範囲。

なお、視点場は、根子トンネル西側出入口付近とします。

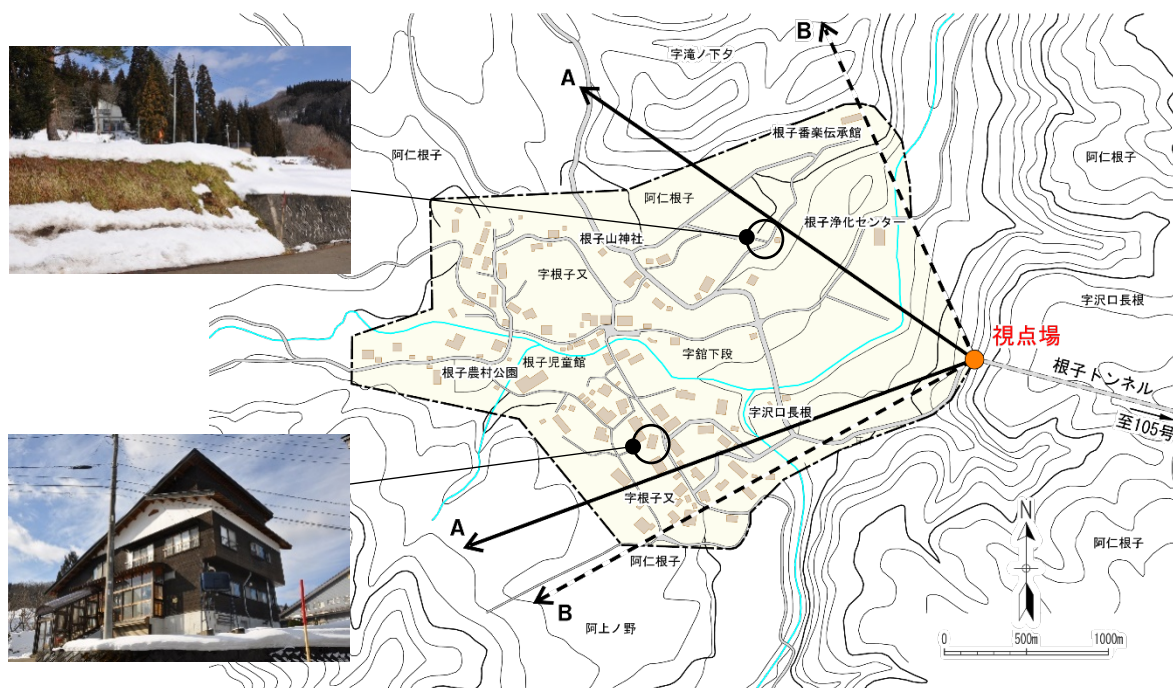
景観形成重点地区

住宅地や農地を形成する区域として、屋根の形状、屋根や外壁の色彩等を統一します。

- 凡例 -

重点地区

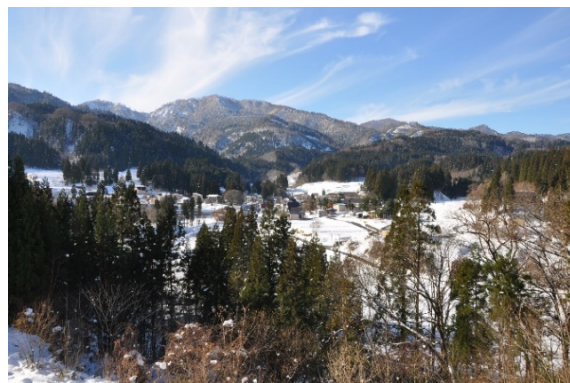
- ・視点場から眺望を確保する範囲は、A案とします。なお、かつてはBの範囲まで眺望が拓けていたとのことでした。



(2) 地区の概況

1) 根子集落の概況

根子集落は、中央部を流れる根子川に沿って中心部に住宅が点在しています。その周辺の小高い場所に水田が広がり、さらに後背の里山や奥山を含めて一体的に形成されています。このすり鉢状の独特の景観は、根子トンネルを抜けた視点場から望むことができます。



根子トンネル西側出入口から集落を望む

地域は約2mにも達する豪雪地帯であることから、屋根から雪を落とすことを重視し、屋根形状は切妻や片流れ、招きなどです。また、自らの集落景観を守るために、自主的に住まいの修繕や改修なども行われています。

一方、視点場付近に繁茂するスギ林の成長に伴い眺望範囲が狭まったり、住まいの修繕や改修等に伴う屋根や外壁等の色彩が多様になり、集落の統一感が希薄になってきている状況も散見されます。

集落の北側には旧根子小学校体育館があり、根子番楽の公演で使用されています。

2) 景観資源と景観阻害要因の把握

勾配屋根が特徴的な集落

根子集落では、気候や地理的な条件から、屋根形状が切妻や片流れ、招きとなっている。

根子川に沿ったすり鉢状集落

地域中心の住宅、周りの高い位置の水田、その周りの山々により形成される特徴的な景観。

屋根や外壁の色彩は、地域での統一感が失われつつある。

農作業小屋は、ブルーシートで覆われているものもある。

電柱や空中線系が集落景観に違和感を与える。

地形と一体的なマタギ文化

急峻な山々に多くの活動領域を持つ狩猟採集活動や農林業などによる生業の継承。

重要無形民俗文化財の

根子番楽

中世系の勇壮な武士舞で、歌詞は文学的にも優れている。地域住民によって伝承されている。



特徴的な集落景観を一望できる視点場からの眺望

根子トンネル西側には記念碑があり、そこから一望できる眺望は、地域特有の風景であり、継承が求められる。

集落への最寄りとなる笑内駅

根子トンネル東側出入口からほどない場所に、秋田内陸線笑内駅があり、観光客の利用が見られる。また、根子トンネルも名物トンネルとして有名である。

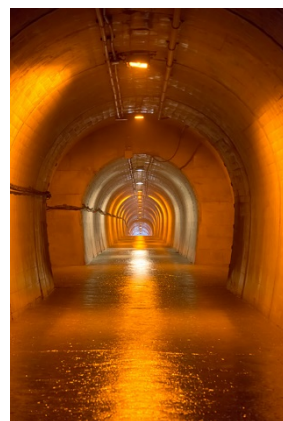


（３）地区の景観特性と課題の整理

根子集落の景観資源と景観阻害要因の把握から、本景観計画で重視する景観特性と課題を次のように整理します。

<歴史・自然の風景>

根子集落は、開拓の歴史（伝説に諸説あり）や地形を活かした生業や文化、根子トンネルを介した移行空間、視点場からの眺望など、神秘的で独特の雰囲気を漂わせています。これらの雰囲気を醸し出す景観的な要素を検証・抽出しながら、その要素と一体となった景観の保全・継承が求められます。



独特な印象を与える根子トンネル

<集落・眺望の風景>

根子集落は、集落を中心に水田、里山、奥山等で構成されています。里山、奥山はかつて根子集落のマタギが狩猟の場として使われ、現在でも引き継がれています。

高台の視点場から集落から奥山までを一体として望むことができることから、集落自体の景観保全に努めながら、眺望の範囲内において景観を阻害しないような規制が求められます。



根子集落の特徴的な景観

<伝統・文化の風景>

国指定無形民俗文化財の根子番楽は、勇壮で、文学的に優れ、歌詞、芸態とも伝承されています。また、マタギ文化も、若い世代を加えながら継承されています。このような民俗文化財等の保全・継承が求められます。



地域の手で伝承されてきた根子番楽

<建築物・工作物による風景>

県の事業により、屋根の色彩を焦げ茶系に揃える修景事業も行われてきましたが、今後の住宅の建て替えや世代交代とともに、統一感が失われる可能性があります。建築物や工作物等は、集落景観を構成する主要な要素であることから、できる範囲での協力が求められます。



地域性がある屋根の形状や色彩

(4) 景観づくりの目標像

根子集落は、集落の中央を流れる根子川沿いに住宅が点在し、住宅を囲む高台に水田が広がっています。さらにその後背に、里山や急峻な奥山、神社周辺の鎮守の森、水芭蕉やカタクリの群生地などもみられ、これらが一体的な景観を形成しており、根子トンネル西側出入口付近の視点場から一望できるこの景観を、未来に向けて保全・継承することが求められます。

そこで、住民・事業者・行政が、根子集落の景観づくりに向けて共有すべき目標像を、次のように設定します。

「マタギ文化や伝統芸能が受け継がれる山間集落において、 歴史や文化に培われた原風景を保全・継承する景観づくり」

根子集落は、本市においても独特の歴史や文化を持ち、それらにより培われた生業や住宅様式で形成された景観を有することから、本計画で景観形成重点地区に位置づけ、保全・継承を目指します。

また、これらの保全・継承による景観づくりを通じて、①“誇りや愛着”が芽生えること、②自然からの恩恵による暮らしの“豊かさ”が感じられること、③地域の魅力を発信することにより“交流による活力”が創られること、が実現される景観づくりを目指します。

<特色のある文化や景観が継承される根子集落の景観保全>



根子番楽



阿仁マタギ

(5) 景観形成の基本方針



奥山や里山の稜線に、鉄塔や空中線等が阻害しないような制限

水田において、太陽光発電施設を設置しようとする場合の制限

住まいや農作業小屋などの屋根の形状、屋根や外壁などの色彩の統一

視点場付近のスギ林の管理

- ・住まいや農作業小屋などの屋根の形状は、切妻や片流れ、招き等の勾配屋根とし、山々との調和を図ります。色彩は、「焦げ茶」「深緑」など、天然素材に近い色とします。
- ・外壁の色彩は、木や土に近い茶色系（ベージュ、ブラウン等）や白（アイボリー）を基調とし、無彩色（グレー、黒）はアクセント色に留め、集落内での調和を図ります。
- ・視点場からの眺望を確保するため、特に眺望の範囲では、奥山や里山の稜線に鉄塔や空中線等が阻害しないような制限、太陽光発電施設等の設置への制限、住まいの屋根や外壁などで景観にそぐわない色彩の改善、視点場付近のスギ林の繁茂による眺望阻害が起これないようにします。

(参考) 屋根や外壁の色彩について

■屋根の色彩

平成 20 年度秋田県農山村活力向上モデル事業として、住宅の屋根の色を景観に適する焦げ茶系に塗るなどの修景事業を行っていることから、今後も「焦げ茶系」を基調とします。また、葉や苔むす茅葺屋根を連想させる「深緑」も指定推奨色とします。

■外壁の色彩

外壁の大半を占める基調色について、茶色系（ベージュ、ブラウン等）が既に多く採用されています。また、地域の住宅を見てみると、二又荘の外壁は板壁として木材が使われており、「茶色」です。（もともと、茅葺屋根の住宅は、板壁であったと推察されます。）

根子山神社手前の住宅の外壁は漆喰（白）を模しており、住宅が集中する区域の敷地内にも白壁の蔵が見られるなど、「白（アイボリー）」も多く使われています。

一方、黒やグレーは、家電や人工物に使われることが多く、無機質な印象に仕上がるため、壁やパーツの一部にアクセント色程度にとどめることが望ましいと考えられます。

⇒根子自治会と協議を行い、外壁の色彩は、木や土などの自然界にある色に近い「茶系（ベージュ、ブラウン）」や「白（アイボリー）」を基調にし、「無彩色（黒、グレー）」はアクセント色程度に留めることを目標とすることにいたしました。

第5章 良好な景観づくりに向けて

1. 住民・事業者・行政の役割

景観は、住民・事業者・行政の日常の取り組みや事業活動等によって形成されるものであり、これをより魅力的なものにしていくためには、それぞれの努力と相互の継続的な協力が不可欠です。

そのため、住民・事業・行政は、次のような役割に努めることとします。

<住民>（景観法第6条）

○住民は、自らが景観を保全し、魅力ある景観形成の主役であることから、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めるものとします。

○良好な景観は市民共有の財産であることから、日常生活や事業活動においても、よりよい景観づくりに努めます。

<事業者>（景観法第5条）

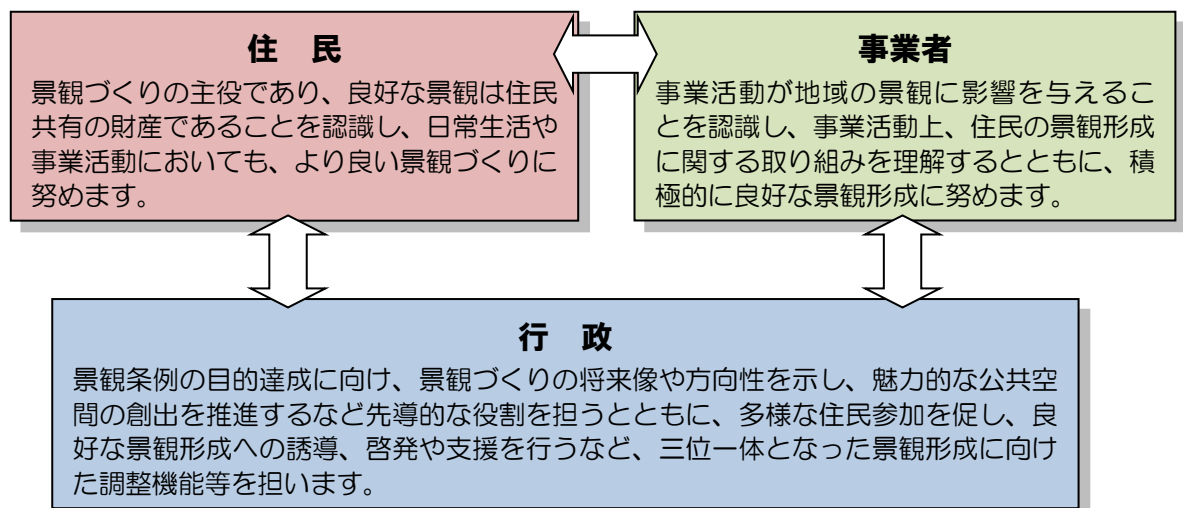
○事業者は、自らの事業活動が地域の景観に影響を与える可能性のあることを意識し、事業活動を行うにあたっては、住民の景観形成に関する取り組みを理解するとともに、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めるものとします。

<行政（地方公共団体）>（景観法第4条）

○行政（市）は、景観条例の目的を達成するため、良好な景観の形成に関する将来像と方向性を示す施策を実施するものとします。

○行政は、良好な景観形成に向け、魅力的な公共空間の創出を推進するなど先導的な役割を担います。

○施策を実施するにあたっては、住民及び事業者の意見が十分に反映されるように努めるものとします。また、住民・事業者の参画を促し、良好な景観形成の誘導、啓発や支援を行うなど、三位一体となった景観形成に向けた調整機能等を担います。



2. 景観づくりの推進方策

本市特有の景観づくりには、住民・事業者・行政の各主体が、それぞれ「景観づくりの目標像」や「良好な景観の形成に関する方針」を理解し、共有した上で、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」を遵守し、取り組むことが重要です。

すでに伊勢堂岱遺跡周辺では、地域住民や小・中学生等が景観づくりに取り組んでおり、これをきっかけに、市全域において、良好な景観づくりの機運を高めるため、行政も積極的に次に示す取組みを実施します。

(1) 景観づくりにかかる情報発信、啓発

本計画に示されている目標や方針等を共有するとともに、ここでの取組みを市民に発信し、普及啓発を行うことが重要であることから、積極的な周知を図ります。

具体的には、本計画を分かりやすくまとめたパンフレットの作成や市ホームページでの掲載、伊勢堂岱遺跡と関連したシンポジウムの開催等による情報発信、地域特有の文化・景観等の教育・学習等の機会を増やしながら、市内外に景観形成・保全等を積極的に発信していきます。

<主な取組み>

- ・ 景観計画（景観形成の目標像や主体的な取組みを促進等）の周知（市ホームページやパンフ）
- ・ 景観教育・学習の推進
- ・ 自然と共生した縄文文化やマタギ文化の発信



子どもたちによるガイド活動

(2) 景観づくりの活動支援

景観づくりは、市民の主体的な継続的な取組みが必要であることから、支援や助成を検討します。

<主な取組み>

- ・ 景観づくりに関する景観資産の掘り起こし・磨き上げに関する取組み
- ・ 花いっぱい運動推進協議会による花壇コンクールの実施
- ・ 湯車川における「カムバック縄文サーモン」の支援
- ・ 良好な眺望確保に向けた視点場周辺での樹木の伐採・枝打ち等の支援



カムバック縄文サーモンの取組み



花いっぱい運動による花壇

(3) 景観づくりを進める体制づくり

良好な景観づくりを推進するためには、行政の担当部局だけではなく、関係する様々な主体が連携して取組みつつ、第三者の視点を景観づくり（評価、検証、見直し等）に盛り込む仕組みが大切です。

伊勢堂岱遺跡では、「伊勢堂岱遺跡ワーキンググループ」が、史跡の保全・活用に関する周知・広報を主体的かつ継続的に行っているとともに、伊勢堂岱遺跡景観計画の策定に伴い、「伊勢堂岱遺跡景観審議会」が設置され運用されてきたことから、本計画策定に伴い「北秋田市景観計画審議会」に改組されることになります。

また、本市の景観づくりに向けて、例えば景観形成重点地区での活動報告や定期的な景観行政への意見交換や提案などを受け付ける「(仮称) 景観づくり市民会議」等の創設も考えられます。

一方、本計画は、これからの景観ビジョンとしての役割を期待するものの、景観づくりに関連する他部局との横断的な運用が不可欠です。これらの連携を強化し、庁内で一体となって景観づくりを進めていくため、庁内の連絡調整を行う場の設置を検討します。

<主な取り組み>

- ・北秋田市景観審議会の設置（伊勢堂岱遺跡景観審議会からの改組）
- ・(仮称) 景観づくり市民会議の創設（定期的な景観行政への意見聴取や提案制度）
- ・景観づくりに関連する庁内他部局間の連絡・調整の場の設置検討

(4) 景観づくりを促す関連制度・活動等の効果的な活用

本計画は景観法に基づく景観計画であり、法に基づく届出やそれらに対する勧告、変更命令などによる、実効性の高い規制・誘導が可能となります。

また、本計画では、建築物や工作物、開発行為等における届出行為の適切な運用に努めるとともに、「国指定史跡伊勢堂岱遺跡整備計画」や「史跡伊勢堂岱遺跡保存管理計画」等に示される、史跡周辺における縄文時代の植生に近づける取り組みなど、具体的な施策を継続して行いながら、本地域の原風景を保全・継承し、次世代に引き継げるような景観づくりを推進します。

一方、良好な景観づくりに向けては、他部局が取り組む伊勢堂岱遺跡の保全・活用、道路や公園、河川などの公共施設等に関する整備・管理、生産基盤となる農用地等の保全・活用、賑わいづくり策の検討・実施、建築物・工作物等の開発に関する運用、空き家対策等、各種関連制度や活動などとの横断的かつ効果的な活用が求められます。

<主な取り組み>

- ・本計画に基づく建築物・工作物等の規制・誘導
- ・史跡周辺における縄文時代の植生に近づける取り組み
- ・他部局が主体となる景観づくりに資する関連制度や活動等の活用

3. 住民が身近なところで取り組める景観づくりに向けて

景観まちづくりとは、「市民景観まちづくりリーフレット」（国土交通省）によると、自分たちのまちの景観の魅力を楽しみ、貴重な資産として次世代に残せるように、わがまちの景観を維持・継承・改善するための様々な取り組みを指します。また、現在良好な景観を大事に保全することだけでなく、新たに、現代的で美しく魅力的な景観を作り出すことも含みます。

さらに、清掃や緑化等、日々の暮らしの活動も、良好な景観まちづくりに貢献しています。

このことは言い換えると、建築物や工作物、開発行為等の大規模な開発行為のみに限らず、周辺地区における日常の生活において、当たり前のように繰り返される行為が、将来美しく魅力ある景観づくりに寄与していることとなります。そのため、例えば次のような行為も、一人ひとりが身近なところで取り組める景観づくりと考えることができます。

- ・ 不法にごみを捨てないなど、社会のモラルや生活マナーを守ること。
- ・ 身の回りの景観に目を向け、関心を持つこと。
- ・ 自分の土地や建物が、地域の景観を作っていることを意識すること。
- ・ 地域の景観の魅力を見つけ、その価値を高める活動に参加すること。
- ・ 景観の魅力を高めて、生活を豊かにすること。
- ・ 無秩序な木竹の伐採や開発を行わないように心がけること。
- ・ 身近な道路や河川を清掃し、今の景観を損なわない雰囲気を作りだすこと。

本計画では、特に重点地区を定め、景観づくりについてまとめてまいりました。

本計画がきっかけとなり、住民一人ひとりが景観づくりを主体的に取り組み、北秋田市らしい景観が維持され、将来にわたって市民全体で受け継いでいくことを期待します。